

令和7年度 業績評価報告書

令和8年1月

林業・木材製造業労働災害防止協会総合評価委員会

目 次

第1	業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方	1
第2	業績評価の実施方法等	1
1	評価の対象事業	1
2	評価の方法	2
第3	業績評価の実施及び結果	3
1	業績評価の実施	3
2	業績評価の結果	3
3	事業評価を行った委員の総合コメント等	4
○	委員会開催の経緯	12
○	委員名簿	12
(参考)		
・	令和6年度事業計画及び事業実績	15
・	令和7年度業績評価実施要領	42

第1 業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方

林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「協会」という。）では、平成14年4月26日に閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」において、「法人の運営に関する重要事項の審議を行う評議委員会等において、法人の業務実績の評価が行われていること。」とされたことを踏まえ、平成15年6月に外部有識者で構成される総合評価委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会では平成15年度から同18年度までの4年間、主に調査研究事業を対象に、所要の意見等を述べてきた。

平成19年度には、第三者による的確かつ適正な評価を事業計画に反映させた、より効果的かつ効率的な事業運営を行うことが必要であるという社会的要請を受け、評価方法等を見直し、前年度実施事業を対象として業績評価を実施した。

平成20年度から前年度業績評価の実施状況を踏まえ「業績評価実施要領」を定め、評価の目的、評価対象事業、評価方法を明確にし、業績評価を実施した。

令和7年度については、「令和7年度業績評価実施要領」に基づき、令和6年度実施事業を対象として業績評価を実施した。

具体的な業績評価の実施方法等は、下記の第2に示すとおりである。

第2 業績評価の実施方法等

1 評価の対象事業

業績評価の対象事業は、次の5事業区分における23事業とする。

- 1 安全衛生管理活動事業（補助事業）（4事業）
 - (1) 伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組
 - (2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業
 - (3) 林材業における労働災害再発防止対策事業
 - (4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業
- 2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）（1事業）
 - (1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業
- 3 安全衛生教育支援事業（自主事業）（6事業）
 - (1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進
 - (2) 図書・安全衛生用具等の普及
 - (3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行
 - (4) 労働安全・労働衛生標語の募集
 - (5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会
 - (6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催
- 4 安全衛生対策支援事業（自主事業）（8事業）
 - (1) 「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施
 - (2) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導
 - (3) 「林材業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組

- (4) 労働災害情報の収集分析と提供
- (5) 各種活動における会員加入の取組
- (6) ホームページの運営
- (7) 全国林材業労働災害防止大会の開催
- (8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦

5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）（4事業）

- (1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組
- (2) 理事会・総代会等の開催
- (3) 支部長会議等の開催
- (4) 情報セキュリティ対策の推進

<参考>

補助事業：広く一般国民に対して公益上必要があると認められる事業で、国等の補助金により実施した事業。

自主事業：協会の趣旨・目的に沿って、自主財源により実施した事業。

2 評価の方法

- (1) 評価方式は、個別事業ごとの評価、事業区分ごとの評価及び全体を通じた総合評価とする。
 - ア 個別事業評価及び事業区分評価は、上記1の23事業、5事業区分について、それぞれ、次の観点を総合的に勘案して行う。
 - (ア) 事業目的は達成されているか。
 - (イ) 効率的かつ適正な事業運営となっているか。
 - (ウ) 事業場等の自主的な労働災害防止活動の促進に寄与しているか。
 - (エ) 専門性を活かした事業の推進は図られているか。
 - (オ) 調査研究事業にあっては、その成果が事業場における安全衛生の推進に役立つ課題となっているか。
 - イ 自主事業のうち収益事業については、上記アに事業基盤の強化に繋がっているかを加え、評価を行う。
 - ウ 総合評価は、ア及びイの個別事業評価及び事業区分評価の結果を踏まえ、協会の設立目的に照らし、事業活動の全般について、次の観点から見た寄与度について行う。
 - (ア) 労働災害の防止
 - (イ) 財政基盤の強化

(2) 評価の区分

評価は、次の評価区分（5段階）とし、数字で表す。

大変良い	5
良い	4
普通	3
やや不十分である	2
不十分である	1

(3) 評価の手順等

ア 事務局における事前の資料作成

業績評価の対象となる事業の実績に関する資料を作成する。

数値化できるものは数値化し、自己評価点及び必要に応じてその評価点を付けた理由を記入した業績評価シートを作成する。

イ 委員への資料送付等

(ア) 事務局で作成した資料（災害状況報告、収支決算書及び関連資料を含む。）を委員会委員あて事前に送付する。

(イ) 各委員は、委員コメント表に、事業ごとのコメント及び総合コメントを記入して事務局に送付する。

(ウ) 委員のコメントを、個別事業ごとに整理して、委員会に資料として提出する。

ウ 委員会による評価

委員会は、事務局から事前送付された資料、各委員の個別事業ごとのコメント、総合コメント及び事務局からの事業報告をもとに議論を行い、委員会としての評価を行う。

具体的には、

(ア) 委員会は、事務局からの事業報告を受けた後、各委員は業績評価表を作成し、事務局に提出する。

(イ) 事務局は、各委員から提出された業績評価表を集計し、平均値を算出して委員会に提出する。

平均値は、各委員の評価点の合計を、委員数で除し、小数点第2位を四捨五入する。

(ウ) 委員会は、事務局から提出された業績評価表の平均値をもとに議論を行い、業績評価総括表を作成する。

(エ) 委員会としての業績評価報告書（事業区分評価、総合評価及び総括的コメントにより構成されるもの。）を作成し、後日、会長に提出する。

(注) 総括的コメントは、委員長一任とし、各委員のコメント及び委員会での議論をもとに作成する。

第3 業績評価の実施及び結果

1 業績評価の実施

(1) 第1回委員会の開催

令和7年7月25日（金）に令和6年度第1回委員会を開催した。

事務局から令和6年度事業計画、令和6年度事業報告等の資料を基に令和6年度実施事業の説明を行った後、令和7年度における業績評価対象事業及び業績評価の方法等について、「令和7年度業績評価実施要領」を定め、業績評価を実施することと決定した。

(2) 第2回委員会の開催

令和7年12月4日（木）に令和7年度第2回委員会を開催した。

令和6年度実施事業について、各委員から寄せられた業績評価シートに係る質問・意見等を取りまとめた委員コメントに関して事務局が説明を行った後、補助事業における2事業区分及び自主事業における3事業区分ごとの個別評価及び総合評価について審議し、委員会としての業績評価を行った。

2 業績評価の結果

前記第1の業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方及び前記第2の業績評価の実施方法等により業績評価を行った結果、令和6年度に実施した事業全般について、労働災害防止団体としての専門性を活かし、効果的かつ効率的な事業運営がされていることが認められ、また事業計画に沿って順調に事業が遂行され、事業目的が達成されているものと認められる。

したがって、総合評価は「4」とする。

委員会としての事業区分ごとの業績評価は、次表のとおりである。

項 目		評 価
I 補助事業	1 安全衛生管理活動事業（4事業）	4
	2 労働災害防止特別活動推進事業（1事業）	5
	[補助事業全体]	4
II 自主事業	3 安全衛生教育支援事業（6事業）	4
	4 安全衛生対策支援事業（8事業）	4
	5 組織体制、事業運営の整備強化（4事業）	4
	[自主事業全体]	4
総 合 評 価		4

3 事業評価を行った委員の総合コメント等

各委員からは、令和6年度実施事業に対する業績評価を実施した結果を踏まえ、事業の実施状況、その他全体的な感想などを含め次のような意見、指摘があった。

(1) 事業全体に対する総合コメントについて

補助事業、自主事業を通じて労働安全衛生に関する事業を推進し、適切かつ確実に実行、実施し、多くの活動において目標が十分達成され、成果をあげていると認められるとの評価がなされ、次のコメントがあった。

ア 林業・木材製造業は、他産業と比べて、労働災害の発生率が高く、重篤な災害も多く発生している。労働災害の撲滅に向けた安全衛生活動、労働災害再発防止活動は重要であり、活発に行われる必要がある。林業・木材製造業労働災害防止協会は、これらを推進する中央団体として、期待されているところである。補助事業、自主事業を通じて、労働安全衛生に関する事業を推進しており、令和6年度は期待されている業績を上げていると判断される。

イ 多くの活動において目標を達成しており、成果をあげていると評価できる。特に、振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業は専門家のご指導のもと行われた事務局の努力が実を結んでいると思える。今後も継続に期待したい。

ウ 各事業とも堅調に実施されていることを評価したい。協会の最大の使命は、林材業労働者

の安全と健康を守ることであることは言うまでもないが、特に死亡災害の撲滅を目指した取り組みが鋭意行われているが更なる取り組みに期待したい。
との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- ア 情報発信は、正確性と同時に即時性が要求され、これに対応する情報機器の整備と情報管理システムの構築が喫緊の課題となる。また、人口の急速な高齢化は、林業の就業者の高齢化に正に反映されている。加えて、人口減少は、林業業界、木材業界の事業体を含め、協会・支部組織のダウンサイジングを余儀なくされている。このような状況で安全衛生をどのように担保するか、協会の今後の事業の在り方についての検討が必要になってくると考える。情報発信については、これに対応するe-ラーニング、DXシステム等で代用する情報機器の整備と情報管理システムを構築し改革していただき、人材確保に必要なところには力を入れていただき、将来に向けた安全衛生体制の整備に期待したい。
- イ 法令、規程等の改正に適切に対処し、テキストの更新や新規作成、指導者の養成への取り組みは重要と思われる。気候変動に伴う災害の激甚化、頻発化の厳しい中で、安全衛生の取組が重要と認識している。各種事業の実施時期についても、酷暑時期や繁忙期を避けるなど、柔軟に対応いただきたい。ホームページ、SNS、YouTubeなど親しみやすい情報発信のツールの活用などにも努力していただきたい。
- ウ 他の委員からの指摘にもあった動画の検証が気になる。また、高齢化社会の中で、比較的若い人のウエイトの高い事業場もあるので、よりわかりやすい媒体の提供が今後ますます必要になってくると思われるので、その対応にも期待したい。
- エ 安全講習を実施する中で、現状の指導方法で大丈夫か不安になる。全国的にどのように指導しているのか、他の指導者もかなり不安を感じていると思う。協会において指導者の養成を行っているが、このような養成研修は継続しつつ、指導者の交流会などがあれば良いと思われる。
- オ 林業、木材製造業ともに依然災害発生数は微減の状況で、死亡災害も毎年一定数発生しており減少傾向が見られない。このような中でこれまでの災害防止活動を振り返りながら災害撲滅に向けた取り組みを実施していくことが必要である。そのためには新たな取り組みや工夫が必要ではないか。従来手法に基づく活動のみならず、新たな手段・手法による方法の実施も検討されると良いと思う。

(2) 補助事業について

補助事業に関しての委員コメントは次のとおりである。

ア 安全衛生管理活動事業（令和6年度事業計画及び事業実績I-1）

（ア）伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組（事業実績I-1-（1））

- a 伐木作業中の労働災害は重篤なものが多く、また、発生頻度が高く、その対策が求められてきている。本事業は、伐木作業における労働災害撲滅に向けた対策への取り組みであり、重要である。今後も精力的に取り組んでほしい。
- b 「事業者訓練マニュアル」の取りまとめには大変な苦労があったと思うが、講師養成等に関して諸課題を整理されたようであり、来年度以降にマニュアルが活用できるよう取り組んでいただくことを期待する。
- c 林野庁と連携した特別活動の集団指導会等については、前年を上回って実施された。また、「伐木初心者に対する伐木実技訓練マニュアル」を作成し、伐木等の業務に係る

特別教育修了者で伐木業務1年未満の者に対して職場内研修を安全かつ効率的に行えるように、独自の支部集団指導会や同マニュアルの説明会を実施したことが評価される。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 林野庁等と連携した活動に関しては、47支部において実施することが目標となっていたが、結果的には46支部での実施となった。支部の体制によっては難しいこともあると思うが、計画に沿って実施していただきたい。

(イ) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業（事業実績 I-1-（2））

- a 労働災害を減少させるためには、経営者、従業員ともに安全に対する意識を高めることが重要であり、業界全体の安全衛生活動を底上げすることは大変有意義である。
- b 企業・業界団体等傘下の事業場に対する指導や安全管理士が行う現場安全パトロール、集団指導及び個別指導については適切に実施されており、概ね目標を達成したと判断する。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 「企業・業界団体及びその傘下の事業場に対する指導」については、目標が達成されている。「安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する現場安全パトロール、集団指導及び個別指導による安全衛生水準の向上」については、目標以上に達している項目、達していない項目がある。「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの周知」については、目標50回以上に対して40事業所と目標を下回った。
- b 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する現場安全パトロール等については、実施回数が増加した。今後、安全衛生水準の向上につながることを期待する。

(ウ) 林材業における労働災害再発防止対策事業（事業実績 I-1-（3））

- a 労働災害が発生した事業場が労働災害を再発してしまわないように再発防止対策を行うことは重要であることから、本事業が成果を上げることは期待されている。
- b 労働災害多発警報発令要綱に基づく対応は確実に実施された。集中指導事業場数は目標を上回り、また現場安全パトロールによる個別指導は目標を大きく超えて達成しており、全体としては高く評価できる。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 自己評価理由にリスクフォローアップの記述が示されていない。リスクアセスフォローアップは前年度も目標に対する実績が大きく未達成であった。

(エ) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業（事業実績 I-1-（4））

- a 労働災害を防止するには、危険個所がどこにあるか、その危険に対してどのように対処するかを把握することが重要であり、実践的リスクアセスメントを普及させることが大変有意義である。
- b 林業におけるリスクアセスメントの集団指導会は目標（1,000人）及び前年度を上回ることができた。木材製造業のリスクアセスメントは、集団指導会の受講者数は横ばい、出前指導会は目標数および前年度を上回った。受講者の反応も良好で評価される。

c 集団指導会の目標以上の開催や出前指導会での工夫、アンケート結果の回答も好評であった点も評価できる。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

a 人数に関する目標は達成しているものが多いが、実施支部が少ないように思える。役立つ研修と評価されていることを踏まえると、もう少し多くの支部での実施を検討してもよいのではないか。

b 林業では目標をクリアーする実績であった一方、木材製造業では目標を大きく下回る実績であった。前年度も同様の傾向であった。

c 3DCG 動画の活用が更に進むような取組にも今後期待したい。

イ 労働災害防止特別活動推進事業（令和6年度事業計画及び事業実績Ⅰ-2）

（ア）振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業（事業実績Ⅰ-2-（1））

a 特殊健診等により振動障害の早期発見は労働者の労働衛生に必要であり、特殊健診等の受診率の向上は重要である。健診助成対象者数は18,407人と18,000人の目標を達成し、1年間未受診者のいる事業場数が前年度と比較して大きく減少し、3年間未受診労働者の未受診率も目標を達成したと判断される。

b 1年間未受診者のいる事業所、3年間未受診労働者の未受診率は、共に前年に比して改善し、目標を大幅に上回って減少した。助成事業による受診者数、特殊健診全体受診者数も前年より増加した。振動障害予防健診の周知徹底・受診勧奨などの取り組みの強化を評価したい。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

a 業務目標は達成されていることは評価できる。その一方、自己評価を5に評点した理由について、業務目標とした数値評価のみならず高評価の理由を示しておく必要があるのではないか。

（3）自主事業について

自主事業に関しての委員コメントは次のとおりである。

ア 安全衛生教育支援事業（令和6年度事業計画及び事業実績Ⅱ-3）

（ア）安全衛生教育等の実施と資格取得の促進（事業実績Ⅱ-3-（1））

a 労働安全衛生法に基づいた技能講習、特別教育等の安全衛生教育の資格取得の周知啓発等、伐木等の業務従事者安全衛生教育の充実、「作業計画の適切な作成のための有料講習会」実施の支部支援、支部の業務マニュアルの整備、内部監査等、目標を上回る実績を達成した判断される。

b 受講者の利便性に配慮した取り組みが行われたことは評価できる。引き続き取り組んでいただきたい。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

a 安全教育受講者が増加したことは安全向上にあたって良いことと思う一方、林災防組織として増加促進のために何らかの活動等をなされたことと思う。その促進活動が評価対象の大きな要素となるのではないか。自己評価にあたってはそのことを明記すべきではないか。

(イ) 図書・安全衛生用具等の普及（事業実績Ⅱ-3-(2)）

- a 計画した収入は目標（予算額）を達成した。「改訂3版 造林作業安全衛生実務必携『造林作業ガイド』」を発刊し、また、改正安衛則に対応したテキストも発刊した。さらに、DVD、安全衛生用品、保護具等の普及促進を図った。目標はおおむね達成されたと判断される。
 - b 新刊・改訂の速やかな対応等、作成、頒布が功を奏して計画を上回る収入に寄与した。自主財源の確保に貢献したことなどが評価される。との評価を受けた。
- しかしながら、次の意見・提言があった。
- a 受講者数が増加すればそれに応じて受講テキストとなっている教材数も当然増加する。業績評価として販売数や収入額増のみで評価してもいいのか。
 - b 掲載内容のチェックが必要ではないか。

(ウ) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行（事業実績Ⅱ-3-(3)）

- a 「林材安全」は、機関誌として充実した内容を継続している。発行部数、有料購読部数の目標を達成したことは評価できる。
- b 「林材安全」は、林材業界唯一の労働安全衛生専門誌として、重要な公益的事業である。編集は、読者の要望にも沿いながら、労働安全衛生専門誌としての公益性・社会性を担保している。との評価を受けた。

(エ) 労働安全・労働衛生標語の募集（事業実績Ⅱ-3-(4)）

- a 協会情報誌とホームページによる募集に加えて、一般の公募誌のウェブサイトを活用した結果、応募が前年度より増加し、協会団体関係者のみならず一般国民の安全衛生活動への関心を喚起する機会となっている。
- b 応募総数が大幅に目標を超えているが、目標の設定値が低いようであるので、目標値を高くすべきである。標語の周知による安全衛生活動に期待する。との評価を受けた。

(オ) 安全衛生教育テキスト等作成委員会（事業実績Ⅱ-3-(5)）

- a 「開催回数、テキスト改訂作業を予定通り進めることができた」、「委員会の着実な開催と『造林作業ガイド』の計画通りの発刊も評価できる」。との評価を受けた。
- しかしながら、次の意見・提言があった。
- a 継続課題となった「電動チェーンソー等の取扱い」については、次年度に検討し、進めていただきたい。
 - b 他機関の出版物、スマホ動画、などチェックする必要はないだろうか。

(カ) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催（事業実績Ⅱ-3-(6)）

- a 受講者60名の目標に対して65名の受講と目標達成したと判断される。
- b 研修全般の総合満足度も高く、定期開催の定着感が得られたことは評価できる。との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 研修においては講師の質が重要であることから、引き続き良質な講師が育成されるよう、研修を実施していただきたい。

イ 安全衛生対策支援事業（令和6年度事業計画及び事業実績Ⅱ-4）

（ア）「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施（事業実績Ⅱ-4-（1））

- a 「第14次労働災害防止計画」を基本として防災対策を策定し、重点策の取り組み方法と留意点に関するパンフレットを作成し、会員に対して周知徹底を行った。また、令和6年度の年間実施要領を策定し、災害防止規程の遵守、リスクアセスメント、安全衛生教育、死傷災害の防止を目指した取り組みを協会上げて行ったことが評価できる。
 - b 防災計画における重点対策の取組方向等をわかりやすく普及することについて、リーフレットなどあらゆる媒体を作成・活用して取り組んだことは評価できる。
- との評価を受けた。

（イ）「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導（事業実績Ⅱ-4-（2））

- a 「変更防災規程の集中定着期間」として、関係条文を解説した冊子の作成や内容の更新、また、周知徹底のための講習会、研修会を積極的に実施した。受講者数は目標を上回った。
 - b 林業・木材製造業労働災害防止規程の周知及び指導に係る受講者目標を大きく上回るなど地道な活動は評価できる。
- との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 変更規程の説明を実施した支部数が目標に達していない。集中定着期間は終了したようだが、引き続き様々な講習会等で規程を参照して周知していただくようお願いしたい。
- b 会員であることの自覚のない会員、作業者がいる。事業場に対する説明が必要ではないか。

（ウ）「林材業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組（事業実績Ⅱ-4-（3））

- a 林材業労働災害防止月間、全国安全週間、林材業年末年始無災害運動、林材業STOP！熱中症クールワークキャンペーンおよび転倒災害プロジェクト等の多彩な取組みが行われた。
- b 林材業労働災害防止月間等の行事に主体的に取り組むなど啓蒙的活動を着実に実施しており、目標を適切に達成した。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 重要な事業であると考えられるので、もう少し多くの支部が取り組んでいただけると良い。
- b 47都道府県支部がすべて実施されておらず、支部により実施の有無の偏りがあるのか。

（エ）労働災害情報の収集分析と提供（事業実績Ⅱ-4-（4））

- a 都道府県支部や専門調査員のネットワークを活用し、労働災害発生情報を迅速に把握し、速報等で共有していることは評価できる。
- b 労働災害の発生情報を毎月速報し、毎年の労働災害の発生動向を分析評価している。都道府県支部及び、地方駐在安全管理士や専門調査員のネットワークを駆使して、リアルタイムで分析して広報することが類似災害の未然防止に貢献している。との評価を受けた。

(オ) 各種活動における会員加入の取組（事業実績Ⅱ-4-(5)）

- a 目標値を若干下回ったが、おおむね目標は達成されたと判断される。
- b 集団指導会等あらゆる機会を活用して、会員加入に向けた各種の取組を着実に実施したことが認められる。との評価を受けた。
しかしながら、次の意見・提言があった。
 - a 会員を増やすことはなかなか難しいことと思うが、事業活動を通じ、貴会の魅力を発信していただくことを期待する。
 - b 周知広報活動等を通じて、会員加入の取り組みもいっそう進めていただきたい。

(カ) ホームページの運営（事業実績Ⅱ-4-(6)）

- a ホームページのアクセス数の目標 300 件／日に対して、実績が 631 件／日と、実績が目標を大幅に上回っており、大いに評価できるが、目標値をより高くすることを期待する。
- b 情報をタイムリーに掲載するホームページの運営は評価できる。その結果として、アクセス数の継続的な増加につながっていると思われる。
- c 有益情報の周知、更新等、コンテンツの一層の拡大と十分なメンテナンスに配慮して、運営いただきたい。
- d ホームページの内容充実に努め、アクセス数が対前年に比べ増加した。更なる充実が期待される。との評価を受けた。

(キ) 全国林材業労働災害防止大会の開催（事業実績Ⅱ-4-(7)）

- a 700名の参加目標数には達しなかったが、584名の参加があり目的を達せられた事を評価する。
- b 参加者のニーズに的確に応えた大会メニューを盛り込むなど、アンケート結果で好評の大会実施ができたことは評価できる。との評価を受けた。

(ク) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦（事業実績Ⅱ-4-(8)）

- a 大会会長表彰及び、緑十字賞の推薦が行われ、労働安全衛生意識の高揚に寄与した。
- b 表彰事業の継続と労働安全衛生意識の高揚への貢献は評価できる。
- c 適切な方を表彰することは重要と考えられる。との評価を受けた。

ウ 組織体制、事業運営の整備強化（令和6年度事業計画及び事業実績Ⅱ-5）

- (ア) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組（事業実績Ⅱ-5-(1)）
- a 監事監査、協会会計内部監査、業務監査が計画的に実施され、本部・支部のコンプライアンス確保と適正な組織運営の取組みが評価される。
 - b 目標を確実に達成するとともに、特に指摘事項への対応を重点化して、適切かつ迅速に行ったことは評価できる。
との評価があった。
- (イ) 理事会・総代会等の開催（事業実績Ⅱ-5-(2)）
- a 計画どおり、通常総代会、理事会等は開催され、目標を確実に達成していると認められる。
との評価があった。
- (ウ) 支部長会議等の開催（事業実績Ⅱ-5-(3)）
- a ブロック別支部長会議を工夫して実施できた。
 - b 計画的に会議は開催され、支部長等から意見、要望を収集し、情報共有、組織運営への改善がなされている。
との評価を受けた。
- (エ) 情報セキュリティ対策の推進（事業実績Ⅱ-5-(4)）
- a 協会が保有する情報のセキュリティ対策の確実かつ適切な運用のため、ハード、ソフト両面から情報セキュリティ対策の維持向上が図られた。
 - b 各種研修会への参加、自己点検等情報セキュリティ対策に係る取組が着実に行われたと認められる。
との評価を受けた。

○委員会開催の経緯

- (1) 第1回委員会（令和7年7月25日（金）開催）
令和6年度実施事業説明、令和7年度業績評価実施要領について
- (2) 第2回委員会（令和7年12月4日（木）開催）
個別事業評価及び総合評価の検討審議、業績評価の決定について

○委員名簿

今富裕樹（学校法人 東京農業大学 元教授）◎
片平成行（一般社団法人 フォレスターズフォーラム 顧問）
上練三（日本合板工業組合連合会 専務理事）
亀澤典子（公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 専務理事）
松村直人（国立大学法人 三重大学 元教授）
宮下和久（公立大学法人 和歌山県立医科大学 名誉教授）
村田光司（公益社団法人 日本木材加工技術協会 専務理事）

（五十音順、◎印は委員長）

(参 考)

【 I 補助事業】

令和6年度事業計画及び事業実績

事業	計画	実績	実績																															
1 安全衛生管理活動事業（補助事業）	<p>(1) 伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策（拡充）</p> <p>林業において、平成12年～令和4年の間に死亡災害は995件発生し、そのうち伐木等作業による死亡災害は635件で全体の63.8%を占めている。</p> <p>森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林環境譲与税が導入され、新たな森林経営管理制度に基づく森林整備等が推進されるとともに、国内の人工林が本格的な利用期を迎えたことや国産材の需要の増大等を背景に、主伐材を中心に素材生産量が増加するとともに、主伐後の再造林が進められている。</p> <p>また、伐木等作業においては、伐木作業者の技能向上のための講習制度の構築に向け、令和5年度に外部有識者による「伐木等作業者に対する能力向上教育充実のための調査研究検討委員会」を設置し、伐木初級者に対する実技訓練マニュアル等について検討を進めているところである。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、労働災害の未然防止を喫緊の課題として以下の取組を実施する。</p> <p>ア 林野庁等と連携した活動の展開</p> <p>(ア) 安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動（技術的な指導及び援助）として、集団指導会、現場安全パトロール等を森林管理局・署、労働局・署、都道府県と連携して実施し、計画的かつ効果的な指導及び援助を展開した。</p> <p>集団指導会の実施状況については、次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会</td> </tr> <tr> <td>集団指導会実施支部</td> <td>46 支部</td> </tr> <tr> <td>集団指導会実施回数</td> <td>47 回</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>2,286 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伐木作業時における労働災害防止のための現場安全パトロール</td> </tr> <tr> <td>現場安全パトロール実施支部</td> <td>11 支部</td> </tr> <tr> <td>現場安全パトロール箇所数</td> <td>25 箇所</td> </tr> <tr> <td>実施事業場数(人数)</td> <td>25 事業場 (202 人)</td> </tr> </table> <p>(イ) 集団指導会について、下請事業者の出席促進等による参加対象者の拡大、講師陣の拡充、ワークショップ形式の導入による理解の浸透等による充実を図った。</p> <p>(ウ) 新たな「林業労働災害防止計画（5カ年計画・2023年度～2027年度）」（以下「防災計画」という。）におけるアウトプット指標の取組状況を把握するため、集団指導会で実施しているアンケートについて、アウトプット指標の取組状況に関する項目を加えて作成し、支部で実施するよう指導した。</p> <p>イ 伐木等作業者に対する能力向上教育充実のための検討</p> <p>(ア) 伐木等作業者に対する教育、講師の養成等の調査研究</p> <p>能力向上教育充実のためのこれまでの調査研究結果を踏まえ、伐木等作業者に対する職場内訓練について、外部有識者による委員会を設置して検討した。</p>	伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会		集団指導会実施支部	46 支部	集団指導会実施回数	47 回	受講者数	2,286 名	伐木作業時における労働災害防止のための現場安全パトロール		現場安全パトロール実施支部	11 支部	現場安全パトロール箇所数	25 箇所	実施事業場数(人数)	25 事業場 (202 人)	<p>1 安全衛生管理活動事業（補助事業）</p> <p>(1) 伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組</p> <p>林業において、平成26年～令和5年の間に死亡災害は348件発生し、そのうち伐木等作業による死亡災害は230件で全体の66.1%を占めている。</p> <p>森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林環境譲与税が導入されるとともに、国内の人工林が本格的な利用期を迎えたことや国産材の需要の増大等を背景に、主伐材を中心に素材生産量が増加するとともに、主伐後の再造林が進められている。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、労働災害の未然防止を喫緊の課題として以下の取組を実施した。</p> <p>ア 林野庁等と連携した活動の展開</p> <p>(ア) 安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動（技術的な指導及び援助）として、集団指導会、現場安全パトロール等を森林管理局・署、労働局・署、都道府県と連携して実施し、計画的かつ効果的な指導及び援助を展開した。</p> <p>集団指導会の実施状況については、次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会</td> </tr> <tr> <td>集団指導会実施支部</td> <td>46 支部</td> </tr> <tr> <td>集団指導会実施回数</td> <td>47 回</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>2,286 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伐木作業時における労働災害防止のための現場安全パトロール</td> </tr> <tr> <td>現場安全パトロール実施支部</td> <td>11 支部</td> </tr> <tr> <td>現場安全パトロール箇所数</td> <td>25 箇所</td> </tr> <tr> <td>実施事業場数(人数)</td> <td>25 事業場 (202 人)</td> </tr> </table> <p>(イ) 集団指導会について、下請事業者の出席促進等による参加対象者の拡大、講師陣の拡充、ワークショップ形式の導入による理解の浸透等による充実を図った。</p> <p>(ウ) 新たな「林業労働災害防止計画（5カ年計画・2023年度～2027年度）」（以下「防災計画」という。）におけるアウトプット指標の取組状況を把握するため、集団指導会で実施しているアンケートについて、アウトプット指標の取組状況に関する項目を加えて作成し、支部で実施するよう指導した。</p> <p>イ 伐木等作業者に対する能力向上教育充実のための検討</p> <p>(ア) 伐木等作業者に対する教育、講師の養成等の調査研究</p> <p>能力向上教育充実のためのこれまでの調査研究結果を踏まえ、伐木等作業者に対する職場内訓練について、外部有識者による委員会を設置して検討した。</p>	伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会		集団指導会実施支部	46 支部	集団指導会実施回数	47 回	受講者数	2,286 名	伐木作業時における労働災害防止のための現場安全パトロール		現場安全パトロール実施支部	11 支部	現場安全パトロール箇所数	25 箇所	実施事業場数(人数)	25 事業場 (202 人)
伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会																																		
集団指導会実施支部	46 支部																																	
集団指導会実施回数	47 回																																	
受講者数	2,286 名																																	
伐木作業時における労働災害防止のための現場安全パトロール																																		
現場安全パトロール実施支部	11 支部																																	
現場安全パトロール箇所数	25 箇所																																	
実施事業場数(人数)	25 事業場 (202 人)																																	
伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会																																		
集団指導会実施支部	46 支部																																	
集団指導会実施回数	47 回																																	
受講者数	2,286 名																																	
伐木作業時における労働災害防止のための現場安全パトロール																																		
現場安全パトロール実施支部	11 支部																																	
現場安全パトロール箇所数	25 箇所																																	
実施事業場数(人数)	25 事業場 (202 人)																																	
1 安全衛生管理活動事業（補助事業）	<p>(1) 伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策（拡充）</p> <p>林業において、平成12年～令和4年の間に死亡災害は995件発生し、そのうち伐木等作業による死亡災害は635件で全体の63.8%を占めている。</p> <p>森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林環境譲与税が導入され、新たな森林経営管理制度に基づく森林整備等が推進されるとともに、国内の人工林が本格的な利用期を迎えたことや国産材の需要の増大等を背景に、主伐材を中心に素材生産量が増加するとともに、主伐後の再造林が進められている。</p> <p>また、伐木等作業においては、伐木作業者の技能向上のための講習制度の構築に向け、令和5年度に外部有識者による「伐木等作業者に対する能力向上教育充実のための調査研究検討委員会」を設置し、伐木初級者に対する実技訓練マニュアル等について検討を進めているところである。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、労働災害の未然防止を喫緊の課題として以下の取組を実施する。</p> <p>ア 林野庁等と連携した活動の展開</p> <p>(ア) 安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動（技術的な指導及び援助）として、集団指導会、現場安全パトロール等を林野庁、地方労働局、都道府県と連携して全支部で実施し、防災計画の期間を見通した計画的かつ効果的な指導及び援助を展開する。</p> <p>(イ) 集団指導会について、下請事業者の出席促進等による参加対象者の拡大、講師陣の拡充、ワークショップ形式の導入による理解の浸透等による充実を図る。</p> <p>また、令和6年度においては、説明事項として後記ウの事業者訓練マニュアルの内容を追加する。</p> <p>(ウ) 「防災計画」におけるアウトプット指標の取組状況を把握するため、集団指導会で実施しているアンケートにアウトプット指標の取組状況に関する項目を加えて支部で実施するよう指導する。</p> <p>イ 伐木等作業者に対する能力向上教育充実のための検討</p> <p>能力向上教育充実のためのこれまでの調査研究結果を踏まえ、伐木等作業者に対する職場内訓練について、上記調査研究検討委員会において検討する。</p> <p>ウ 事業者による伐木初心者に対する伐木実技訓練の適切な実施のための事業</p>	<p>1 安全衛生管理活動事業（補助事業）</p> <p>(1) 伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組（拡充）</p> <p>林業において、平成12年～令和4年の間に死亡災害は995件発生し、そのうち伐木等作業による死亡災害は635件で全体の63.8%を占めている。</p> <p>森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林環境譲与税が導入され、新たな森林経営管理制度に基づく森林整備等が推進されるとともに、国内の人工林が本格的な利用期を迎えたことや国産材の需要の増大等を背景に、主伐材を中心に素材生産量が増加するとともに、主伐後の再造林が進められている。</p> <p>また、伐木等作業においては、伐木作業者の技能向上のための講習制度の構築に向け、令和5年度に外部有識者による「伐木等作業者に対する能力向上教育充実のための調査研究検討委員会」を設置し、伐木初級者に対する実技訓練マニュアル等について検討を進めているところである。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、労働災害の未然防止を喫緊の課題として以下の取組を実施する。</p> <p>ア 林野庁等と連携した活動の展開</p> <p>(ア) 安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動（技術的な指導及び援助）として、集団指導会、現場安全パトロール等を林野庁、地方労働局、都道府県と連携して全支部で実施し、防災計画の期間を見通した計画的かつ効果的な指導及び援助を展開する。</p> <p>(イ) 集団指導会について、下請事業者の出席促進等による参加対象者の拡大、講師陣の拡充、ワークショップ形式の導入による理解の浸透等による充実を図る。</p> <p>また、令和6年度においては、説明事項として後記ウの事業者訓練マニュアルの内容を追加する。</p> <p>(ウ) 「防災計画」におけるアウトプット指標の取組状況を把握するため、集団指導会で実施しているアンケートにアウトプット指標の取組状況に関する項目を加えて支部で実施するよう指導する。</p> <p>イ 伐木等作業者に対する能力向上教育充実のための検討</p> <p>能力向上教育充実のためのこれまでの調査研究結果を踏まえ、伐木等作業者に対する職場内訓練について、上記調査研究検討委員会において検討する。</p> <p>ウ 事業者による伐木初心者に対する伐木実技訓練の適切な実施のための事業</p>																																

【 I 補助事業】

事業	計画	事業	実績	実績									
<p>業者訓練マニュアルの作成と普及</p> <p>(ア) 上記調査研究検討委員会による検討を踏まえ、伐木初心者（伐木等の業務に係る特別教育修了者で、伐木作業に従事して1年未満の者）に対して、事業者が自ら実施する伐木作業に係る職場内研修を安全かつ効果的に行えるよう、そのノウハウを簡潔にまとめた事業者訓練マニュアルを作成する。</p> <p>(イ) 支部の講師を対象に事業者訓練マニュアルに関する研修会を開催する。なお、事業場の希望等により支部が説明会を開催する場合には、支部の求めにより安全管理士が援助する。</p> <p>[支部実施事項]</p> <p>ア 安全管理士及び林業普及指導員等と連携した特別活動（技術的な指導及び援助）の展開</p> <p>(ア) これまでの連携の枠組みの重要性を踏まえ、全支部において集団指導会、現場安全パトロールに取り組む。</p> <p>なお、現場安全パトロールは、各支部で可能な限り実施するものとする。</p> <p>(イ) 集団指導会について、下請事業者の出席促進等による参加対象者の拡大、講師陣の拡充、ワークショップ形式の導入による理解の浸透等について、別途指示するところにより対応する。</p> <p>(ウ) アンケートについては、防災計画のアウトプット指標の取組状況を把握するため、別途指示するところによりアウトプット指標の取組状況に関する項目を加えたものにより実施する。</p> <p>イ 伐木初心者に対する伐木実技訓練の適切な実施のための説明会の開催 事業者が雇用する伐木初心者に必要な伐木実技訓練を円滑に実施できるよう以下に取り組む。</p> <p>(ア) 事業者訓練マニュアルの普及のため、事業場等を対象に、本訓練の考案方、訓練の方法、訓練の各ステップの達成度の確認の方法等についての説明会等を実施する。</p> <p>(イ) 説明会は、特別活動による集団指導会の説明事項の1つとして行うほか、支部が事業場の希望等により開催する。</p>	<p>伐木作業に対する能力向上教育の充実のための調査研究検討委員会</p> <p>ワーキンググループヒアリング 第1回 会議形式ヒアリング 令和6年4月5日</p>	<p>第1回 令和6年4月23日</p> <p>第2回 令和6年11月14日</p> <p>第3回 令和7年3月13日</p>	<p>事業者による伐木初心者に対する伐木実技訓練の適切な実施のための事業者訓練マニュアルの作成と普及</p> <p>林業事業者は、新規就業者に対して法令に基づき、雇入れ時の教育を行うとともに、チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に就かせる場合には特別教育（以下「伐木等の業務に係る特別教育」という。）を行うことが定められている。</p> <p>また、林業事業者は就業者の技能向上のため、自ら伐木作業に係る職場内研修を実施することが求められている。しかしながら、一部林業事業者においては立木を用いた伐木の実技訓練のノウハウがないなどのため、当該特別教育を修了した新規就業者に対して、伐木作業に必要な立木による伐木実技訓練を行うことなく、立木の伐木作業に就かせている実情があり、新規就業者の死亡災害の割合が高くなっている要因の一つと考えられる。他方、受け口の向きなどは擬似立木を用いた正しい訓練により短い期間でも技能が向上し易いとの指摘もある。</p> <p>このため、伐木等の業務に係る特別教育修了者で、伐木作業に従事して1年未満の者（以下「伐木初心者」という。）に対して、林業事業者が自ら実施する伐木作業に係る職場内研修を安全かつ効果的に行えるよう、そのノウハウを簡潔にまとめた「伐木初心者に対する伐木実技訓練マニュアル」（以下「事業者訓練マニュアル」という。）を策定した。策定後、事業者訓練マニュアルに基づく適切な伐木実技訓練を実施するよう、①支部集団指導会の開催と支部の求めに応じた安全管理士による援助、②支部集団指導会の講師を対象とした事業者訓練マニュアルの説明会の開催などに取り組んだ。</p> <p>(ア) 上記イ（ア）の調査研究検討委員会における検討を踏まえ、事業者訓練マニュアルを作成した。</p> <p>(イ) 支部集団指導会を事業場の希望等により次のとおり開催した。対象者は、職場内訓練を実施する代表者、管理者、作業指揮者等の指導的立場にある方としている。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施支部数</th> <th>実施回数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18支部</td> <td>27回</td> <td>681人</td> </tr> <tr> <td>9支部</td> <td>15回</td> <td>330人</td> </tr> </tbody> </table>	実施支部数	実施回数	受講者数	18支部	27回	681人	9支部	15回	330人
実施支部数	実施回数	受講者数											
18支部	27回	681人											
9支部	15回	330人											
<p>【業務目標】</p>													

【 I 補助事業】

事業計画	事業実績	実績																																					
<p>ア 林野庁等と連携した特別活動（技術的な指導及び援助）の展開（47 支部）</p> <p>（ア） 集団指導会</p> <p>（イ） 現場安全パトロール等</p> <p>イ 伐木等作業者に対する能力向上教育の充実強化</p> <p>（ア） 検討委員会（3 回程度）の開催</p> <p>ウ 事業場による伐木実技訓練の実施</p> <p>（ア） 事業者訓練マニュアルの作成と普及</p> <p>（2） 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業</p> <p>林業における労働災害の発生頻度を見ると全産業計と比べ非常に高く、労働災害の重さの程度も全産業計と比べ非常に高い状況にある。</p> <p>木材製造業は、同じく発生頻度を見ると製造業と比べ高く、労働災害の重さの程度も製造業と比べ高い状況にある。</p> <p>このため、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上げを図ることが必要である。</p> <p>令和 4 年における林業・木材製造業 （度数率・強度率・死傷年千人率）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業別</th> <th>度数率</th> <th>強度率</th> <th>死傷年千人率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業</td> <td>23.52</td> <td>5.57</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>木材製造業</td> <td>4.28</td> <td>0.25</td> <td>12.3</td> </tr> <tr> <td>（製造業）</td> <td>3.08</td> <td>0.11</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>全産業計</td> <td>3.58</td> <td>0.18</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、林材業では小規模零細の事業場が多数を占め、安全衛生管理体制が整備されていないことから、集中指導を行うことが求められている。</p> <p>さらに、雇用環境の整備が図られる中、高齢労働者が増えることが予想されることから、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組を促す必要がある。</p> <p>これらの状況を踏まえ、安全管理士等の専門家により、①企業・業界団体傘下の非会員を含む事業場に対する現場安全パトロール、集団指導及び個別指導を行う。</p> <p>ア 企業・業界団体及びその傘下の事業場に対する指導（年間）</p>	産業別	度数率	強度率	死傷年千人率	林業	23.52	5.57	23.5	木材製造業	4.28	0.25	12.3	（製造業）	3.08	0.11	2.7	全産業計	3.58	0.18	2.3	<p>※併用開催とは、支部が開催し易いように、「支部が主催する他の集団指導等」に併せて開催することができることとしている。</p> <p>（ウ） 支部集団指導会の講師を対象とする事業者訓練マニュアルの内容についての説明会を開催した。</p> <p>（2） 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業</p> <p>林業における労働災害の発生頻度を見ると全産業計と比べ非常に高く、労働災害の重さの程度も全産業計と比べ非常に高い状況にある。</p> <p>木材製造業は、同じく発生頻度を見ると製造業と比べ高く、労働災害の重さの程度も製造業と比べ高い状況にある。</p> <p>このため、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上げを図る取組を行った。</p> <p>また、林材業では小規模零細の事業場が多数を占め、安全衛生管理体制が整備されていないことから、集中指導を行うことが求められている。</p> <p>さらに、雇用環境の整備が図られる中、高齢労働者が増えることが予想されることから、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組を促す必要がある。</p> <p>これらの状況を踏まえ、安全管理士等の専門家を活用し、①企業・業界団体傘下の非会員を含む事業場に対し労働災害防止に関する技術的な支援を行うとともに、②同ガイドラインの周知を含め現場安全パトロール、集団指導及び個別指導を行った。</p> <p>ア 企業・業界団体及びその傘下の事業場に対する指導（年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">企業名</th> <th colspan="2">実施項目</th> </tr> <tr> <th>個別指導</th> <th>現場安全パトロール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本製紙（株）</td> <td>10 回 10 事業場</td> <td>7 回 7 事業場</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 回 17 事業場 54 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する現場安全パトロール、集団指導及び個別指導による安全衛生水準の向上</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実施都道府県</th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別指導</td> <td>37</td> <td>235 回</td> </tr> </tbody> </table>	企業名	実施項目		個別指導	現場安全パトロール	日本製紙（株）	10 回 10 事業場	7 回 7 事業場			4 回 17 事業場 54 人	実施項目	実施都道府県	実施回数	個別指導	37	235 回	
産業別	度数率	強度率	死傷年千人率																																				
林業	23.52	5.57	23.5																																				
木材製造業	4.28	0.25	12.3																																				
（製造業）	3.08	0.11	2.7																																				
全産業計	3.58	0.18	2.3																																				
企業名	実施項目																																						
	個別指導	現場安全パトロール																																					
日本製紙（株）	10 回 10 事業場	7 回 7 事業場																																					
		4 回 17 事業場 54 人																																					
実施項目	実施都道府県	実施回数																																					
個別指導	37	235 回																																					

【 I 補助事業】

事業	業	計	画	事業	実績	績
(ア) 安全管理士等が企業・業界団体に対する技術指導を実施 (イ) 安全管理士等による傘下の事業場への支援を実施 a 安全管理士等による集団指導の実施 b 安全管理士等による現場安全パトロールの実施 c 安全衛生教育支援 d リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言				現場安全パトロール 集団指導 リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップ	37 47 27	220回 268回 58回
イ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する現場安全パトロール、集団指導及び個別指導による安全衛生水準の向上						
(ア) 集団指導の実施						
(イ) 労働災害発生事業場への現場安全パトロール等による個別指導						
(ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言						
ウ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知及び同ガイドラインによる事業場の取組の促進				安全管理士による高年齢労働者のためのガイドラインに基づく指導	林業 木材製造業	32 事業場 8 事業場
(ア) 「高年齢労働者のガイドラインに関するチェックリスト」による事業場の実態を把握するとともに具体的な取組を指導						
エ 林材業労災防止専門調査員（以下「専門調査員」という。）による労働災害防止活動支援事業						
(ア) 労働災害発生状況の把握と分析など						
[支部実施事項] 支部は、当該事業に係る本部実施事項について、以下の事項を本部と連携の上実施するものとする。						
ア 安全管理士等を活用した企業・業界団体に対する技術指導への協力						
イ 安全管理士等を活用した事業場に対する現場安全パトロール、集団指導等						
・安全管理士等による現場安全パトロール、集団指導や個別指導等の実施による安全水準の向上を図ることが必要な会員やその集団への活用働きかけ						
・リスクアセスメント集団指導会アンケート等で把握したリスクアセスメントの定着のフォローアップを要望する参加者の本部を通じた安全管理士への情報提供						
・支部による事業場に対する集団指導、個別指導等について、安全管理士						

ウ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知及び同ガイドラインによる事業場の取組の促進

【 I 補助事業】

事業計画	事業実績	実績						
<p>等と連携して実施する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林業・木材製造業の企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援（①全国・複数ブロック展開の企業・団体：1～2企業・団体。②ブロック・都道府県展開の企業・団体：ブロック毎に1企業・団体。ただし、全国・複数ブロック展開の企業・団体に事業予定のあるブロックは未選定でも可。）</p> <p>イ 企業傘下の事業場に対する指導（1企業・団体当たり10事業場以上。ただし、ブロック・都道府県展開の企業・団体は4事業場以上。）</p> <p>ウ 集団指導（200回以上）</p> <p>エ 個別指導（250回以上）</p> <p>オ 現場安全パトロールの実施（250回以上）</p> <p>カ リスクアセスメント定着のためのフォローアップ（50回以上）</p> <p>キ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに関するチェックリストによる個別指導（50回以上）</p>	<p>(3) 林材業における労働災害再発防止対策事業</p> <p>一層実効性のある労働災害再発防止対策を推進するため、①「林材業死亡労働災害多発警報」を契機とした安全管理士等による当該支部との連携した取組み、また、②安全管理士等による重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する年間を通じた集中指導を実施した。</p> <p>ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害防止対策の実施</p> <p>(ア) 発令支部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業 <ul style="list-style-type: none"> 北海道支部、宮城県支部、岩手県支部、栃木県支部、宮崎県支部の5支部 ・ 木材製造業 <ul style="list-style-type: none"> なし 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">令和6年度の警報発令支部</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">林業</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">5支部5回</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">木材製造業</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> </table> <p>(イ) 支部の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部長名により会員事業主に対して注意喚起を促す通知を发出するとともに、死亡労働災害が発生した事業場に対する指導を集中的に行った。 ・ 労働局、森林管理局、都道府県、関係団体、事業発注機関へ協力要請を行うとともに、報道機関 	令和6年度の警報発令支部	林業	5支部5回		木材製造業	なし
令和6年度の警報発令支部	林業	5支部5回						
	木材製造業	なし						

【 I 補助事業】

事業計画	事業実績												
<p>(ア) 個別指導（災害防止対策の検討）</p> <p>(イ) 集団指導の実施（災害防止に向けた意識の向上）</p> <p>(ウ) 現場安全パトロール（安全水準の向上）</p> <p>(エ) 林業・木材製造事業場に対する教育教材の提供</p> <p>(オ) リスクアセスメント定着に向けたフォローアップのための助言・指導</p> <p>〔支部実施事項〕</p> <p>ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害再発防止対策について、関係行政機関及び本部と連携して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員事業場に対する警報発令に係る通知による注意喚起 ・ 安全管理士等と連携して事業場に対する安全パトロール、緊急集団指導及び個別指導を実施する。 <p>イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に関する情報を安全管理士に提供するようにする。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集団指導（14事業場以上）</p> <p>イ 集団指導（14回以上）</p> <p>ウ 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安全パトロール等による個別指導の実施（28回以上）</p> <p>エ リスクアセスメント定着のためのフォローアップ（7回以上）</p>	<p>に対して報道を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政機関と連携して現場安全パトロール及び緊急集団指導会を実施するとともに、会員事業場事業主による自主安全パトロールと一斉自主点検を実施した。 ・ 関係協力団体、支部、分会及び労働災害が発生した会員事業場等を中心に「労働災害多発警報発令中」のポスター掲示及び労働災害の発生を注意喚起するのぼり旗の設置を行った。 <table border="1" data-bbox="395 398 647 965"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場安全パトロール</td> <td>108事業場</td> </tr> <tr> <td>緊急集団指導会の開催</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>ポスター掲示</td> <td>263箇所</td> </tr> <tr> <td>のぼり旗の設置</td> <td>300箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中個別指導 安全管理士の活用による、重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する年間を通した集中指導を実施し、集団指導、現場安全パトロール、リスクアセスメントフォローアップなど、一層実効性のある労働災害防止対策を指導した。</p>	実施項目	実績	現場安全パトロール	108事業場	緊急集団指導会の開催	8回	ポスター掲示	263箇所	のぼり旗の設置	300箇所		
実施項目	実績												
現場安全パトロール	108事業場												
緊急集団指導会の開催	8回												
ポスター掲示	263箇所												
のぼり旗の設置	300箇所												
<p>(4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業</p> <p>林材業における労働災害は、安全管理体制が十分ではない小規模事業場で発生しており、一人ひとりの作業者の危険に対する感受性を養うことも重要となっている。</p> <p>このため、各事業場において、実践的リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図るため、引き続き、事業者、安全管理担当者及び作業者を対象に集団指導会を実施した。</p> <p>また、平成12年～令和元年の死亡労働災害が林業においては、50歳以上の中高年齢者の死亡労働災害の割合が80.8%を占め、10年未満の新規就業者の死亡災害の割合は37.5%を占めることから、令和3年度から高齢労働者及び新規就業者の特性も踏まえたリスクアセスメント集団指導会を実施している。</p> <p>木材製造業における実践的リスクアセスメントは、製造ラインを止めることができない等との理由から、</p>	<table border="1" data-bbox="791 360 1094 1037"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集中指導事業場数</td> <td>15事業場</td> </tr> <tr> <td>集団指導回数</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>個別指導回数</td> <td>19回</td> </tr> <tr> <td>現場安全パトロール</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td>リスクアセスメントフォローアップ</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業</p> <p>林材業における労働災害は、安全管理体制が十分ではない小規模事業場で発生しており、一人ひとりの作業者の危険に対する感受性を養うことも重要となっている。</p> <p>このため、各事業場において、実践的リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図るため、引き続き、事業者、安全管理担当者及び作業者を対象に集団指導会を実施した。</p> <p>また、平成12年～令和元年の死亡労働災害が林業においては、50歳以上の中高年齢者の死亡労働災害の割合が80.8%を占め、10年未満の新規就業者の死亡災害の割合は37.5%を占めることから、令和3年度から高齢労働者及び新規就業者の特性も踏まえたリスクアセスメント集団指導会を実施している。</p> <p>木材製造業における実践的リスクアセスメントは、製造ラインを止めることができない等との理由から、</p>	実施項目	実績	集中指導事業場数	15事業場	集団指導回数	13回	個別指導回数	19回	現場安全パトロール	15回	リスクアセスメントフォローアップ	2回
実施項目	実績												
集中指導事業場数	15事業場												
集団指導回数	13回												
個別指導回数	19回												
現場安全パトロール	15回												
リスクアセスメントフォローアップ	2回												

【 I 補助事業】

事業計画	事業実績	業績										
<p>セサメントテキストを活用した集団指導会を実施する。</p> <p>また、木材製造業における実践的リスキアセスメントは、製造ラインを止めることができない等との理由から、引き続き小規模の木材製造業に対しては、所要1～2時間（講習1時間、演習1時間）の「出前（集団）指導会」の利用促進に取り組む。この「出前（集団）指導会」については、より実践的でより関心が得られるよう、安全管理士等の協力の下、当該事業場の事例も活用したリスキアセスメントも実施するようにする。</p> <p>さらに、製造業の機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止は、国の労働災害防止計画でも、重点事項となっているため、木材製造業の集団指導会については、地方労働局等に対して非会員情報の提供や参加勧奨等について働きかけを行う。</p> <p>なお、安全管理士等は、支部が行う集団指導会等について、指導・援助を行う。</p> <p>ア 集団指導会の開催</p> <p>47都道府県支部における集団指導会を支援する。</p> <p>(ア) 集団指導会受講対象者</p> <p>a 林業の集団指導会 林業事業場の事業者、安全管理担当者、作業員（高年齢労働者及び新規就業者を含む。）</p> <p>b 木材製造業の集団指導会 木材製造業事業場の事業者、安全管理担当者及び作業員</p> <p>(イ) 集団指導会のカリキュラム等</p> <p>カリキュラムは、1日間（4時間程度）として、以下の内容を軸に実施する。</p> <p>a 演習を主体とした実践的簡易リスキアセスメント手法の定着</p> <p>b 変更防災規程の周知</p> <p>(ウ) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの普及</p> <p>上記（ア）aの林業の集団指導会では、後記3（1）アの「再発防止対策と関係法令・ガイドライン」（パンフレット）を配布して、高年齢労働者ガイドラインの普及を図る。</p> <p>イ 出前（集団）指導会の開催</p> <p>47都道府県支部における出前（集団）指導会を支援する。</p> <p>(ア) 出前（集団）指導会受講対象者 木材製造業事業場の事業者、安全管理担当者及び作業員</p>	<p>参加者が少ない状況にあるため、小規模の木材製造業の出前（集団）指導会については、事業者及び安全管理担当者（希望する労働者を含む。）がリスキアセスメントの手法を学ぶために1時間の講習を受講し、その後、引き続きリスクの感受性を高めるための1時間の演習を事業者、安全管理担当者及び労働者が受講するといった方式で実施した。</p> <p>ア 集団指導会の開催</p> <p>(ア) 集団指導会受講対象者</p> <p>集団指導会では、林業事業場の事業者、安全管理担当者及び労働者に対しリスキアセスメント手法等の説明を行うとともに、実践的リスキアセスメントの演習を行った。</p> <p>また、①林業の死亡災害を分析し、死亡災害が多発した作業に関連する防災規程の関係条文を解説した「木材製造業労働災害防止規程講習会資料No.5 死亡労働災害の撲滅に向けて、林業作業（A5版）」、②死亡労働災害の再発防止対策をまとめた「林業作業「今日の作業ポイントカード」（B7版）」、③安全管理士による遵守指導件数の多い防災規程の関係条文を解説した「林業 防災規程の遵守に取り組みしよう（A4リーフレット）」、④林業に係る改正安衛則とガイドラインをまとめた「再発防止対策と関係法令・ガイドライン（A5版）」を作成し、同様に木材製造業についても、⑤「林業労働災害防止規程講習会資料No.6 死亡労働災害の撲滅に向けて 木材製造業（A5版）」、⑥「木材製造業「今日の作業ポイントカード」（B7版）」、⑦「木材製造業 防災規程の遵守に取り組みしよう（A4リーフレット）」を作成し、リスキアセスメント集団指導会において説明し、防災規程等の周知及び指導を行った。</p> <p>さらに、林業の集団指導会では、上記④の「再発防止対策と関係法令・ガイドライン（A5版）」に掲載している高年齢労働者ガイドラインの資料を使用して、高年齢労働者の就業に関して配慮することが望ましい事項について、周知した。</p> <p>イ 出前（集団）指導会の開催</p> <p>木材製造業については、受講を希望する事業場に出向いて行う出前（集団）指導会において、当該事業場の事例も活用してリスキアセスメントを実施した。</p> <p>ウ また、カリキュラムを2時間又は1時間程度に短縮して演習を実施した。</p> <p>ウ リスキアセスメント実施事例における3DCCGの活用</p> <p>エ リスキアセスメントの実施事例における3DCCGの最新技術を活用した。</p> <p>エ アウトプット指標の取組状況の把握</p> <p>新たな防災計画におけるアウトプット指標の取組状況を把握するため、集団指導で実施しているアンケートについて、アウトプット指標の取組状況に関する項目を加えて作成し、支部で実施するよう指導した。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">集団指導会</th> <th>実施支部数</th> <th>実施回数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実践的リスキアセスメント（木材製造業版）導入のための集団指導会</td> <td>15 支部</td> <td>16 回</td> <td>232 人</td> </tr> </tbody> </table>	集団指導会		実施支部数	実施回数	受講者数	実践的リスキアセスメント（木材製造業版）導入のための集団指導会		15 支部	16 回	232 人
集団指導会		実施支部数	実施回数	受講者数								
実践的リスキアセスメント（木材製造業版）導入のための集団指導会		15 支部	16 回	232 人								

【 I 補助事業】

事業計画	事業実績	実績
<p>(イ) 出前(集団)指導会のカリキュラム カリキュラムは、事業者・安全管理担当者は演習とリスクアセスメント手法の定着(2時間程度)とし、作業者は演習(1時間程度、ただし、希望者は事業者等と同じ2時間)とする。この「出前(集団)指導会」では、当該事業場の実例も活用するようにする。</p> <p>ウ リスクアセスメント実施事例における3DCGの活用 リスクアセスメントの実施事例における3DCGを積極的に活用する。</p> <p>エアウトプット指標の取組状況の把握 新たな防災計画におけるアウトプット指標の取組状況を把握するため、集団指導で実施しているアンケートについて、アウトプット指標の取組状況に関する項目を加えて作成し、支部で実施するよう指導する。</p> <p>[支部実施事項] 集団指導会及び出前(集団)指導会について、47都道府県支部において、会員等に対し勸奨を行い、林業と木材製造業の各々について開催する。 特に支部は、木材製造業の業界団体にリスクアセスメント集団指導会への参加勸奨を行う。</p> <p>ア 出席者数について 集団指導会は1回20名以上を目標とし、出前(集団)指導会を実施する場合は1回10名程度とする。</p> <p>イ 受講対象者について (ア) 林業の集団指導会 林業の事業者、安全管理担当者、作業者(高齢労働者及び新規就業者を含む)。 なお、林業の集団指導会を実施する場合には、高齢労働者や新規就業者が参加できるように事業主に協力を要請。</p> <p>(イ) 木材製造業(出前を含む)の集団指導会 木材製造業の事業者、安全管理担当者及び作業者 実施方法 (ア) 集団指導会実施要領に基づき実施する。 (イ) 木材製造業の集団指導会への参加を促進するために、労働局等に対して、非会員情報の提供や参加勸奨等について、働きかけを行う。 (ウ) 木材製造業における「出前(集団)指導会」については、安全管理士等の協力を得て出前をする事業場の実例も活用してリスクアセスメント</p>	<p>出前集団指導(木材製造業版) 実践的リスクアセスメント(林業版)導入のための 集団指導会</p>	<p>13支部 24回</p> <p>35支部 57回</p> <p>479人 1,462人</p>

【 I 補助事業】

事業計画	事業実績	実績								
<p>も実施するようにする。</p> <p>(エ) リスクアセスメント集団指導会において、3DCGを利用してリスクアセスメントを実施する。</p> <p>(オ) アンケートについては、防災計画のアウトプット指標の取組状況を把握するため、アウトプット指標の取組状況に関する項目を加えたものにより実施する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するための集団指導会の実施（受講者数 400名以上）</p> <p>イ 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するための出前（集団）指導会の実施（出前回数 1支部2箇所以上、受講者数 400名以上）</p> <p>ウ 林業高年齢労働者等集団指導会の実施（受講者数 1,000名以上）</p>	<p>2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）</p> <p>(1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業</p> <p>ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業</p> <p>チェーンソー取扱事業場及び労働者を個々に把握し特殊健診未受診者に対して受診勧奨を行う。</p> <p>(ア) チェーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理</p> <p>(イ) チェーンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の把握</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)の調査結果に基づき、特殊健診未受診労働者を把握した場におけるチェーンソー取扱事業場及び労働者への受診勧奨・指導</p> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業</p> <p>支部と連携の上、チェーンソーを取り扱う労働者を対象として、林業巡回特殊健康診断実施に対する指導及び健診受診者への一部助成を行う。</p> <p>ウ 労働基準行政機関との連携による周知・勧奨</p> <p>労働基準行政機関と連携を図り、林業巡回特殊健康診断について周知を行い、受診勧奨を進めるよう支部を指導する。</p> <p>[支部実施事項]</p> <p>ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業</p> <p>(ア) チェーンソー取扱労働者登録台帳記載事項の現況調査</p> <p>(イ) 新規チェーンソー取扱事業場及び労働者の調査</p>	<p>2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）</p> <p>(1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業</p> <p>ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業</p> <p>未受診労働者のより一層の受診率向上を図るため、「林業チェーンソー取扱労働者雇用状況等及び振動特殊健診実施状況調査票」によりシステムに登録されている事業場における雇用労働者のその後の変動調査を含む健診状況把握を行うとともに、「新規にシステム登録する事業場に対する調査」により新たなチェーンソー取扱事業場及び労働者の把握を行い、当該調査結果に基づき令和5年度未受診労働者を雇用する事業場及び3年以上の未受診労働者等に対し、特殊健診受診の勧奨及び指導を行った。</p> <p>また、都道府県労働局と連携を図り、特殊健診未実施事業場及び特殊健診未実施労働者に対し特殊健診の受診勧奨及び指導を行った。</p>								
	<table border="1"> <tr> <td>林業チェーンソー取扱登録事業場数（6年度末）</td> <td>3,338 事業場</td> </tr> <tr> <td>特殊健診受診勧奨事業場数（5年度1年間未受診者のいた事業場）</td> <td>1,278 事業場</td> </tr> <tr> <td>林業チェーンソー取扱登録労働者数（6年度末）</td> <td>27,019 人</td> </tr> <tr> <td>特殊健診受診勧奨労働者数（5年度3年以上未受診）</td> <td>1,723 人</td> </tr> </table> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業</p> <p>林業チェーンソー取扱労働者の振動障害の予防を図るため、健診班を編成して巡回することにより、受診機会の少ない労働者に対し特殊健康診断を実施した。</p> <p>また、令和5年度中の健診促進事業に登録されている事業場（3,313 事業場）に対しては、特殊健康診断の通知及び受診勧奨文を送付して周知を図った。</p>	林業チェーンソー取扱登録事業場数（6年度末）	3,338 事業場	特殊健診受診勧奨事業場数（5年度1年間未受診者のいた事業場）	1,278 事業場	林業チェーンソー取扱登録労働者数（6年度末）	27,019 人	特殊健診受診勧奨労働者数（5年度3年以上未受診）	1,723 人	
林業チェーンソー取扱登録事業場数（6年度末）	3,338 事業場									
特殊健診受診勧奨事業場数（5年度1年間未受診者のいた事業場）	1,278 事業場									
林業チェーンソー取扱登録労働者数（6年度末）	27,019 人									
特殊健診受診勧奨労働者数（5年度3年以上未受診）	1,723 人									

【 I 補助事業】

事業	計画	実績	実績		
<p>(ウ) 未受診労働者を雇用する事業場及び未受診労働者に対する電話照会、文書照会及び訪問調査等の実施</p> <p>(エ) 各支部職員、支部長が任命する振動工具取扱労働者特殊健康診断受診勧奨指導員及び林業チェーンソー取扱労働者調査員により、(ア)～(ウ)の取組とともに受診指導、勧奨及び相談業務を行い、受診率の向上を図る。</p> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業</p> <p>(ア) 特殊健康診について、実施計画を作成し本部に報告</p> <p>(イ) 公共広報等を活用するなどあらゆる広報手段を用いて会員事業場をはじめとするチェーンソー取扱事業場にあまねく周知し、特殊健康診を実施</p> <p>(ウ) 健診結果に基づき適正な健康管理並びに振動障害の防止について、事業主及び労働者に所要の指導を行うとともに、併せて労働災害補償保険制度の周知を図る。</p> <p>ウ 都道府県労働局及び労働基準監督署と協力して巡回特殊健康診の周知及び未受診事業場への受診勧奨を進める。</p> <p>【支部業務目標】 特殊健康診実施期間 令和6年10月～12月</p>	<p>巡回特殊健康診断は前年度比24人の増、特殊健康受診者全体数でも前年度比739人の増となった。</p> <table border="1" data-bbox="252 183 395 1146"> <tr> <td data-bbox="252 183 325 427">特殊健康受診者数 (振動障害特殊健康診実施状況調査による)</td> <td data-bbox="252 427 325 555">21,181人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 183 395 427">上欄のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)</td> <td data-bbox="325 427 395 555">18,407人</td> </tr> </table>	特殊健康受診者数 (振動障害特殊健康診実施状況調査による)	21,181人	上欄のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)	18,407人
特殊健康受診者数 (振動障害特殊健康診実施状況調査による)	21,181人				
上欄のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)	18,407人				
<p>【業務目標】</p> <p>ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業</p> <p>(ア) チェーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理</p> <p>(イ) チェーンソー取扱労働者の特殊健康診実施状況の把握</p> <p>(ウ) 事業者に対する特殊健康診実施の勧奨・指導 (約3,300事業場)</p> <p>(エ) チェーンソー取扱労働者に対する特殊健康診受診の勧奨・指導</p> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業</p> <p>(ア) 健診助成対象者数 18,000人</p> <p>(イ) 1年間特殊健康診未受診者のいる事業場の率が50%以内及び3年間特殊健康診未受診労働者の未受診率が9.0%以内を目標とする。</p>					

【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績																																				
<p>3 安全衛生教育支援事業（自主事業）</p> <p>(1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進</p> <p>ア 安全衛生教育の適切な実施</p> <p>(ア) 労働安全衛生法等に基づく技能講習、特別教育等の実施 技能講習については、労働安全衛生法等の関係法令に基づき適正な講習を行う。特別教育については、関係法令に加えて、令和元年6月25日付で施行した「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱」及び「伐木等の業務に係る特別教育に関する実技教育安全マニュアル」並びに「安全衛生教育に関する実施要綱」及び「車両系木材伐出機械の運転の業務に係る特別教育」、「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」、「刈払機取扱作業安全衛生教育」にそれぞれ対応する実技教育安全マニュアルに基づき適正な教育を行う。</p> <p>(イ) 安全衛生教育総点検の実施 安全衛生教育における安全衛生の確保と適切な実施を図るため、4月の「安全衛生教育総点検月間」期間中に、協会が行う安全衛生教育（技能講習及び特別教育等）の自主点検及び改善活動を実施する。</p> <p>(ウ) 技能講習及び特別教育等については、新型コロナウイルスの感染症対策の関係行政機関からの指導等を踏まえた感染防止対策の留意事項を整備し、その遵守を指導する。</p> <p>(エ) 技能講習・特別教育等の開催日程等の広報 技能講習、特別教育等の安全衛生教育の必要な情報を提供するとともに、これら講習、教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図る。</p> <p>イ 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施 チェンソーを用いて行う伐木等の業務従事者に対する安全衛生教育等について、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育に関する指針に基づく安全衛生教育を当該対象者に対して5年ごとに実施する。 また、災防計画に基づき、車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る特別教育修了者に対する安全衛生教育の実施に向けて、関係機関への働きかけを行う。</p> <p>ウ 作業計画の適切な作成に向けた教育の実施 労働安全衛生規則及び関係ガイドラインに基づき、「伐木等作業及び車両系木材伐出機械に関する作業計画」が適切に作成されるよう、各支部において講習会を実施することとしているため、本部においては次の取組を行う。</p>	<p>3 安全衛生教育支援事業（自主事業）</p> <p>(1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進</p> <p>労働安全衛生法等に基づく、技能講習、特別教育等の安全衛生教育に関して必要な情報を提供するとともに、これら講習・教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図った。</p> <p>また、「チェンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日付け基発1207号第3号・改正令和2年1月31日付け基発第0131第1号）」（以下「伐木等作業ガイドライン」という。）においても示された伐木等の業務従事者安全衛生教育（5年ごとに受講する安全衛生教育）を実施するよう指導した。</p> <p>さらに、労働安全衛生規則及び関係ガイドラインに基づき、「伐木等作業及び車両系木材伐出機械に関する作業計画」が適切に作成されるよう、本部においては講師養成研修を実施し、支部においては「作業計画作成安全衛生教育」を実施するよう指導した。</p> <p>ア 労働安全衛生に係る講習会等の実績</p> <table border="1" data-bbox="721 138 1401 1160"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施支部数</th> <th>受講者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 木材加工用機械作業主任者</td> <td>34</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>b 地山掘削及び土止め支保工作業主任者</td> <td>1</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>c はい作業主任者</td> <td>7</td> <td>582</td> </tr> <tr> <td>d 小型移動式クレーン運転（1t以上5t未満）</td> <td>3</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>e フォークリフト運転（1t以上）</td> <td>5</td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>f 玉掛け（1t以上）</td> <td>4</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>g 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）</td> <td>1</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>（イ）別教育特</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a 伐木等機械の運転の業務</td> <td>33</td> <td>1,631</td> </tr> <tr> <td>b 走行集材機械の運転の業務</td> <td>32</td> <td>1,221</td> </tr> <tr> <td>c 機械集材装置の運転の業務</td> <td>18</td> <td>538</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施支部数	受講者数（人）	a 木材加工用機械作業主任者	34	1,011	b 地山掘削及び土止め支保工作業主任者	1	23	c はい作業主任者	7	582	d 小型移動式クレーン運転（1t以上5t未満）	3	135	e フォークリフト運転（1t以上）	5	290	f 玉掛け（1t以上）	4	166	g 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）	1	55	（イ）別教育特			a 伐木等機械の運転の業務	33	1,631	b 走行集材機械の運転の業務	32	1,221	c 機械集材装置の運転の業務	18	538
区分	実施支部数	受講者数（人）																																			
a 木材加工用機械作業主任者	34	1,011																																			
b 地山掘削及び土止め支保工作業主任者	1	23																																			
c はい作業主任者	7	582																																			
d 小型移動式クレーン運転（1t以上5t未満）	3	135																																			
e フォークリフト運転（1t以上）	5	290																																			
f 玉掛け（1t以上）	4	166																																			
g 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）	1	55																																			
（イ）別教育特																																					
a 伐木等機械の運転の業務	33	1,631																																			
b 走行集材機械の運転の業務	32	1,221																																			
c 機械集材装置の運転の業務	18	538																																			

【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績	実績
<p>(ア) 本部署主催による講師養成研修の実施（令和6年5月）</p> <p>(イ) 上記（エ）による「作業計画作成安全衛生教育」の広報</p> <p>エ 伐木初心者に対する受託訓練の準備</p> <p>前記1（1）ウによる職場内研修のうち、立木を用いた伐木実技訓練を行うことが困難な会員事業場のため、その求めに応じて支部が会員事業場に代わって立木を用いた伐木実技訓練を実施できるよう、受託訓練マニュアルを作成する等の、受託訓練実施の準備を行う。</p> <p>オ 内部業務監査の実施</p> <p>令和元年から3年度の間に実施した技能講習及び特別教育等に関する計画的な内部業務監査を踏まえ、PDCAサイクルに基づき、引き続き、令和4年度から8年度の5年間に業務マニュアルの整備、会議を通じた指示等による業務の改善、本部及び支部による内部業務監査による点検を継続的に実施する。</p> <p>[支部実施事項]</p> <p>支部は、新型コロナウイルス感染症対策をまとめた留意事項を踏まえつつ、国等の機関及び都道府県ごとに示された方針に沿った感染防止対策を実施する。</p> <p>ア 林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、労働安全衛生意識の向上と、法令等に基づく資格取得の周知啓発に努める。</p> <p>さらに、各種安全衛生教育を計画的に実施するとともに、講習会等への積極的な受講勧奨を行う。</p> <p>(ア) 技能講習</p> <p>(イ) 安全衛生特別教育</p> <p>(ウ) XJ払機取扱作業員に対する安全衛生教育</p> <p>(エ) チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者に対する安全衛生教育等について、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育に関する指針に基づく安全衛生教育。</p> <p>(オ) 林業架線作業主任者免許取得講習</p> <p>(カ) 労働基準局長通達に基づく教育</p> <p>イ 法令等に基づく技能講習、特別教育等の実施に当たっては、法令遵守、適正手続きの徹底を図るとともに、内部監査体制の整備充実にも努める。</p> <p>特別教育等については、特別教育に係る実施要綱及び実技教育安全マニュアル等により安全かつ適正に実施する。</p>	<p>d 簡易架線集材装置等の運転の業務</p> <p>e 伐木等の業務（安衛則第36条第8号）〔令和2年8月以降〕</p> <p>f 伐木等の業務（補講イ2.5H）</p> <p>g 伐木等の業務（補講エ5.0H）</p> <p>h 小型車両系建設機械（3t未満）運転業務</p> <p>i フルハーネス型墜落制止器具の業務</p> <p>j 法面ロープ高所作業</p> <p>K ロープ高所作業の業務</p> <p>(ウ) 職長等の教育（安衛則第40条）</p> <p>(エ) 向上教育</p> <p>能力</p> <p>(オ) 安全衛生教育</p> <p>(カ) 通達教育</p>	<p>30</p> <p>47</p> <p>22</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>23</p> <p>22</p> <p>47</p> <p>4</p> <p>1</p> <p>7</p> <p>911</p> <p>11,646</p> <p>419</p> <p>13</p> <p>32</p> <p>16</p> <p>35</p> <p>45</p> <p>0</p> <p>26</p> <p>28</p> <p>47</p> <p>12</p> <p>2,022</p> <p>443</p> <p>14,172</p> <p>61</p> <p>18</p> <p>138</p>

【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績																								
<p>等に基づき適正な教育を行った。</p> <p>(ア) 内部業務監査の実施</p> <p>令和元年度から3年度の間、全支部を対象として実施した技能講習及び特別教育等に関する内部業務監査の結果を踏まえ、P D C A サイクルに基づき、業務マニュアルの整備、会議を通じた指示等による業務の改善、本部及び支部による内部業務監査による点検を継続的に実施することとし、令和6年度は本部による内部業務監査を10支部を対象に実施した。</p> <p>(イ) 安全衛生教育総点検月間の設定</p> <p>安全衛生教育における安全衛生の確保と適切な実施を図るため、4月を安全衛生教育総点検月間と定め、本部が作成した自主点検チェック表により、支部及び安全衛生教育（実技教育）の講師は自主点検及び改善活動を実施することにより、教育実施関係者の意識を高めた。</p> <p>(2) 図書・安全衛生用具等の普及</p> <p>ア 図書教材等の作成・頒布</p> <p>「図書・DVD・安全衛生用品カタログ」の令和6年度版を作成・配布するとともに、協会ホームページに掲載するなど積極的なPRを行った。また、一般への図書・用品の販売を行い、会員をはじめ一般にも広く紹介し販売を促進することで、労働安全衛生意識の向上を図るとともに自主財源の確保に取り組んだ。</p> <p>令和6年度に新たに作成又は改訂したもの</p> <p>①「ソーチェーンの正しい目立て」（第3版）</p> <p>②「改訂 造林作業安全衛生実務必携」（第3版）</p> <p>(イ) 現行テキストの増刷</p> <p>(ウ) DVD教材の作成頒布</p> <p>イ 安全衛生用具等の普及促進</p> <p>[支部実施事項]</p> <p>ア 図書教材等について、カタログ等を活用し、会員はじめ林材業に携わる事業主等に積極的な販売の斡旋を行う。</p> <p>イ 各種講習会、研修会等の開催にあたり、安全衛生用品、保護具等着用の重要性を講義するとともに、展示などにより販売の斡旋を行う。</p>	<p>令和6年度は本部による内部業務監査を10支部を対象に実施した。</p> <table border="1" data-bbox="438 436 766 1120"> <thead> <tr> <th>実施年度</th> <th>実施支部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>14支部</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>11支部</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>22支部</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>7支部</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>10支部</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>10支部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(北海道、青森、岩手、群馬、埼玉、広島、山口、熊本、鹿児島、沖縄)</p> <p>令和6年度に新たに作成又は改訂したもの</p> <table border="1" data-bbox="1189 145 1404 1108"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造林作業安全衛生実務必携 改訂3版</td> <td>1,000部</td> </tr> <tr> <td>チェーンソー作業の安全ナビ 改訂3版</td> <td>25,000部</td> </tr> <tr> <td>上級チェーンソー作業者の安全ガイド 第3版</td> <td>700部</td> </tr> <tr> <td>安全な刈払機作業のポイント 改訂2版</td> <td>36,000部</td> </tr> </tbody> </table>	実施年度	実施支部数	令和元年度	14支部	令和2年度	11支部	令和3年度	22支部	令和4年度	7支部	令和5年度	10支部	令和6年度	10支部	種 類	数 量	造林作業安全衛生実務必携 改訂3版	1,000部	チェーンソー作業の安全ナビ 改訂3版	25,000部	上級チェーンソー作業者の安全ガイド 第3版	700部	安全な刈払機作業のポイント 改訂2版	36,000部
実施年度	実施支部数																								
令和元年度	14支部																								
令和2年度	11支部																								
令和3年度	22支部																								
令和4年度	7支部																								
令和5年度	10支部																								
令和6年度	10支部																								
種 類	数 量																								
造林作業安全衛生実務必携 改訂3版	1,000部																								
チェーンソー作業の安全ナビ 改訂3版	25,000部																								
上級チェーンソー作業者の安全ガイド 第3版	700部																								
安全な刈払機作業のポイント 改訂2版	36,000部																								

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	実績
【業務目標】 ①「改訂 造林作業安全衛生実務必携」(第3版)		車両系木材伐出機械安全マニュアル 第5版	1,000部
		労働安全ポスター	7,500枚
		労働衛生ポスター	6,000枚
令和5年度以前に作成又は改訂したもので、令和6年度に増刷したものの			
① 教材等			
		チェーンソー作業の安全ナビ 改訂3版	15,000部
		旧安衛則第36条第8号修了者を対象とした補講テキスト	1,000部
		上級チェーンソー作業者の安全ガイド 第3版	1,400部
		集材機運転者安全必携	1,200部
		造林作業安全衛生実務必携 改訂2版	800部
		林業架線作業主任者テキスト	500部
		車両系木材伐出機械安全マニュアル 第5版	2,000部
		安全な刈払機作業のポイント 改訂2版	22,000部
		木材加工用機械作業の安全	1,500部
		安全な伐木造材作業(携行式カード)	1,000部
		被害木の安全な処理作業(携行式カード)	1,000部
		② DVD	
		刈払機の安全作業	300枚
		その他	
		図書、DVD安全衛生用品カタログ(2024年→2025年)	2,600部
イ	安全衛生用品等の普及促進	チェーンソー作業等における防護衣(具)の確実な着用を推進するため、当協会がメーカーと共同開発した製品及びメーカー独自開発製品について、労働災害を防止するうえで不可欠なものとして、協会ホームページへの掲載など、積極的なPR・販売に努め、労働安全衛生意識の向上を図った。	

【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績				
<p>(3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行</p> <p>ア 労働災害防止意識の高揚を図るため、継続して制作・発刊する。特に、企業の取組事例、タイムリーな題材への速やかな対応など読者の意見・要望に応えた編集・発行を図る。</p> <p>イ 林材業に係る関係機関等に積極的な新規購読の勧奨を行う。</p> <p>[支部実施事項]</p> <p>ア 支部の安全衛生活動等の情報・資料の提供を行うとともに、各種講習会、現場指導等の機会を捉え、新規購読の勧奨に努め、購読者の拡大を図る。</p> <p>イ 関係行政機関、団体等に積極的に働きかけ、購読者の拡大を図る。</p> <p>【業務目標】</p> <p>月刊発行部数 2,500部</p> <p>(4) 労働安全・労働衛生標語の募集</p> <p>令和7年度の労働安全標語及び労働衛生標語について、月刊情報誌「林材安全」全、協会ホームページ等に掲載し、広く公募するとともに、全国林材業労働災害防止大会の場でも募集する。</p> <p>[支部実施事項]</p> <p>標語公募について、会員はもとより広く社会一般への周知啓発に努める。</p> <p>【業務目標】</p> <p>標語応募総数 300点</p> <p>(5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会</p> <p>労働災害の未然防止を図るため、時代に即応した労働安全衛生教育のためのテキストに関する検討（改訂版）を行う。</p> <p>[支部実施事項]</p> <p>労働安全衛生教育テキストに関連する情報や外部からの指導等があった場合には、速やかに本部に報告する。</p>	<p>(3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行</p> <p>月刊情報誌「林材安全」は、林材業界唯一の労働安全衛生専門誌としての公益性、社会性に則して労働災害防止対策・手法、最新の労働災害情報、調査分析、行政の動きを分かりやすく、迅速かつ確実に伝えるよう内容の充実を図った。特に、安全管理者や事業場における労働災害防止に向けた具体的な取組事例の紹介など、会員の取組の参考となる記事を計画的に掲載し、第14次労働災害防止計画の達成に向けた取組事項について周知を図った。また、広報活動を推進するとともに、自主財源確保の手段として購読者の拡大、有料広告の確保掲載に努めた。</p> <table border="1" data-bbox="475 159 528 1144"> <tr> <td>月刊情報誌「林材安全」年間発行部数</td> <td>延べ30,700部</td> </tr> </table> <p>(4) 労働安全・労働衛生標語の募集</p> <p>林材業労働安全標語及び林材業労働衛生標語を一般公募し、採用された標語を使用した労働安全ポスター及び労働衛生ポスターを作成、販売した。</p> <p>ア 令和6年度林材業労働安全標語 「リスク知り リスクに備え 安全作業」</p> <p>イ 令和6年度林材業労働衛生標語 「やってます！ 心と体の ストレッチ」</p> <p>ウ 令和6年度労働安全ポスター 7,500枚</p> <p>エ 令和6年度労働衛生ポスター 6,000枚</p> <p>(5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会</p> <p>当協会が発行する安全衛生教育用図書等の作成または改訂に当たり、専門的知見を有する有識者等で構成された委員会により、図書の編さん内容等の検討を行った。</p> <p>[検討対象図書]</p> <p>ア 「造作業安全衛生実務必携」の改訂の検討</p> <p>イ 増加しつつある「バッテリー式」チェーンソー・刈払機の取扱いについて</p> <table border="1" data-bbox="1326 159 1378 1144"> <tr> <td>安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催</td> <td>委員会（意見聴取含む）開催：年3回</td> </tr> </table>	月刊情報誌「林材安全」年間発行部数	延べ30,700部	安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催	委員会（意見聴取含む）開催：年3回
月刊情報誌「林材安全」年間発行部数	延べ30,700部				
安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催	委員会（意見聴取含む）開催：年3回				

【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績				
<p>【業務目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「改訂 造林作業安全衛生実務必携」の検討 ②電動チェーンソー等の扱いの検討 ③委員会・意見聴取の開催回数：3 回程度 <p>(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催 林材業における労働安全衛生教育の高度専門講習機関として、その一定以上の教育レベルを維持するための講師養成を行う。</p> <p>【支部実施事項】 支部講師の積極的な参加について勧奨する。</p> <p>【業務目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 開催月 令和6年7月4日(木)～5日(金) (2) 募集人員 60名程度(開催場所：東京都港区) (3) アンケート調査結果(満足度95%以上) <p>4 安全衛生対策支援事業(自主事業)</p> <p>(1) 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施</p>	<p>(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に規定する安全衛生教育について、事業者に代わって、当協会の各都道府県支部において実施しているところであり、当協会が、林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、講師に求められる一定水準以上の教育知識等を補完することを目的として、講師養成研修を開催した。</p> <table border="1" data-bbox="603 183 799 1167"> <thead> <tr> <th data-bbox="603 969 655 1167">実施日</th> <th data-bbox="603 183 655 969">令和6年7月4日～5日(2日間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th data-bbox="655 969 799 1167">内容</th> <td data-bbox="655 183 799 969"> 振動障害の予防と対策のポイント、相手に伝わる話し方、チェーンソーの安全操作及び点検・整備のポイント、使用者責任と安全衛生(関係法令)、伐木等の業務に係る災害事例、関係法令通達及び振動工具に係る事例演習のポイント、伐木等の業務に係る学級及び実技教育のポイント等について研修 </td> </tr> </tbody> </table> <p>4 安全衛生対策支援事業(自主事業)</p> <p>(1) 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施 国の「第14次労働災害防止計画」を基本として、林材業で働く人々の安全と健康の確保を旨とし、協会が取り組むべき方向と対策を示した防災計画を策定し、計画目標の達成を図ることとした。 このため、アウトプット目標に示された会員が実施することとした措置(重点対策)について、その取組方法と留意点に関する周知リーフレットを作成し、会員に対し、特別活動、実践的リスクアセスメントのほか、支部が主催する大会、説明会、各種会合等の集団指導会等を通じて周知した。</p>	実施日	令和6年7月4日～5日(2日間)	内容	振動障害の予防と対策のポイント、相手に伝わる話し方、チェーンソーの安全操作及び点検・整備のポイント、使用者責任と安全衛生(関係法令)、伐木等の業務に係る災害事例、関係法令通達及び振動工具に係る事例演習のポイント、伐木等の業務に係る学級及び実技教育のポイント等について研修
実施日	令和6年7月4日～5日(2日間)				
内容	振動障害の予防と対策のポイント、相手に伝わる話し方、チェーンソーの安全操作及び点検・整備のポイント、使用者責任と安全衛生(関係法令)、伐木等の業務に係る災害事例、関係法令通達及び振動工具に係る事例演習のポイント、伐木等の業務に係る学級及び実技教育のポイント等について研修				
<p>【防災計画の目標】</p> <p>ア アウトプット指標(防災計画の重点対策の取組の成果として、会員事業場において実施される事項)</p> <p>(ア) 林業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 伐木等作業ガイドラインに基づく措置を実施する会員事業場の割合を50%以上とする。 ② 車両系木材伐出機械作業による労働災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 <p>(イ) 木材製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を60%以上とする。 	<p>【計画の目標】</p> <p>ア アウトプット指標(防災計画の重点対策の取組の成果として、会員事業場において実施される事項)</p> <p>(ア) 林業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 伐木等作業ガイドラインに基づく措置を実施する会員事業場の割合を50%以上とする。 ② 車両系木材伐出機械作業による労働災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 <p>(イ) 木材製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を60%以上とする。 				

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	業績
<p>る会員事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p> <p>(イ) 木材製造業</p> <p>① 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を60%以上とする。</p> <p>② 非定常作業について林材業労働災害防止規程に基づく措置を実施する会員事業場の割合を30%以上とする。</p> <p>イ アウトカム指標（会員事業場がアウトプリント指標に定める事項を実施した結果として期待される事項）</p> <p>(ア) 死亡災害</p> <p>林業及び木材製造業における死亡災害を、2022年と比較して2027年までにそれぞれ15%以上減少させる。このため、2027年において、林業23人及び木材製造業7人、林材業として30人及び木材製造業7人、林材業として30人以下とする。</p> <p>(イ) 死傷災害（休業4日以上。以下同じ。）</p> <p>林業及び木材製造業の死傷災害を、2022年と比較してそれぞれ5%以上減少させる。特に、木材製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷災害を5%以上減少させる。</p> <p>この目標を達成するため、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に実施することを目的として、「令和6年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」（以下「取組の実施要領」という。）を策定し、取組の実施要領の「重点とする取組」を実施した。</p> <p>具体的には、取組の実施要領（冊子）には、防災計画を全文掲載して、全会員数分を作成し、支部が全会員に配布、説明するなどして周知するほか、安全管理士が、会員・非会員事業者に対し周知し、以下の取組と有機的に結び付けつつ、2年度目の取組を実施した。</p> <p>ア 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守徹底</p> <p>労働災害防止月間、死亡労働災害多発警報発令期間における集団指導会、現場安全パトロール等において、防災規程が遵守されるよう指導した。</p> <p>イ リスクアセスメントの普及と実施に向けた指導援助</p> <p>実践的リスクアセスメント導入のための林業及び木材製造業における集団指導会を実施した。（再掲）</p> <p>ウ 安全衛生教育の確実な実施に向けた指導援助</p> <p>(ア) 伐木等の業務に係る特別教育等</p> <p>特別教育等については、関係法令に加えて、新たに制定し令和元年6月25日付けで施行した「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱」及び「伐木等の業務に係る特別教育に関する実技教育安全マニュアル」等に基づき適正な教育を行った。（再掲）</p> <p>(イ) 技能講習・特別教育等の開催日程等の広報</p> <p>技能講習、特別教育等の安全衛生教育の必要な情報を提供するとともに、これら講習、教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図った。（再掲）</p> <p>(ウ) 安全衛生教育の実施</p> <p>伐木等作業ガイドラインにおいても示されたチェンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育を当該対象者に対して5年ごとに実施するよう指導した。（再掲）</p>	<p>る会員事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p> <p>(イ) 木材製造業</p> <p>① 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を60%以上とする。</p> <p>② 非定常作業について林材業労働災害防止規程に基づく措置を実施する会員事業場の割合を30%以上とする。</p> <p>イ アウトカム指標（会員事業場がアウトプリント指標に定める事項を実施した結果として期待される事項）</p> <p>(ア) 死亡災害</p> <p>林業及び木材製造業における死亡災害を、2022年と比較して2027年までにそれぞれ15%以上減少させる。このため、2027年において、林業23人及び木材製造業7人、林材業として30人及び木材製造業7人、林材業として30人以下とする。</p> <p>(イ) 死傷災害（休業4日以上。以下同じ。）</p> <p>林業及び木材製造業の死傷災害を、2022年と比較してそれぞれ5%以上減少させる。特に、木材製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷災害を5%以上減少させる。</p> <p>この目標を達成するため、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に実施することを目的として、「令和6年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」（以下「取組の実施要領」という。）を策定し、取組の実施要領の「重点とする取組」を実施した。</p> <p>具体的には、取組の実施要領（冊子）には、防災計画を全文掲載して、全会員数分を作成し、支部が全会員に配布、説明するなどして周知するほか、安全管理士が、会員・非会員事業者に対し周知し、以下の取組と有機的に結び付けつつ、2年度目の取組を実施した。</p> <p>ア 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守徹底</p> <p>労働災害防止月間、死亡労働災害多発警報発令期間における集団指導会、現場安全パトロール等において、防災規程が遵守されるよう指導した。</p> <p>イ リスクアセスメントの普及と実施に向けた指導援助</p> <p>実践的リスクアセスメント導入のための林業及び木材製造業における集団指導会を実施した。（再掲）</p> <p>ウ 安全衛生教育の確実な実施に向けた指導援助</p> <p>(ア) 伐木等の業務に係る特別教育等</p> <p>特別教育等については、関係法令に加えて、新たに制定し令和元年6月25日付けで施行した「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱」及び「伐木等の業務に係る特別教育に関する実技教育安全マニュアル」等に基づき適正な教育を行った。（再掲）</p> <p>(イ) 技能講習・特別教育等の開催日程等の広報</p> <p>技能講習、特別教育等の安全衛生教育の必要な情報を提供するとともに、これら講習、教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図った。（再掲）</p> <p>(ウ) 安全衛生教育の実施</p> <p>伐木等作業ガイドラインにおいても示されたチェンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育を当該対象者に対して5年ごとに実施するよう指導した。（再掲）</p>		
<p>【業務目標】</p> <p>ア 防災計画の内容及び会員事業場が実施することとされる措置の取組方法</p>			

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	業績
<p>等について、本部が作成した周知用資料により、会員に対し、集団指導会等を通じて周知する。</p> <p>その措置の取組状況については、当面、前記1(1)の特別活動及び前記1(4)の実践的リスクアセスメントの集団指導会において実施しているアンケートを利用して把握する。</p> <p>イ 安全管理士等による林業・木材製造業の事業場に対する労働災害防止に関する技術的な指導・援助事業と支部が連携し、一層の労働災害防止効果を上げるために、次の取組を有機的に結び付けて実施する。</p> <p>(ア) 会員に対し、集団指導会等を通じて「林業・木材製造業労働災害防止規程」の周知徹底を図る。(後記4(2)参照。以下同じ。)</p> <p>(イ) 実践的リスクアセスメントの普及と実施に向けた指導援助(前記1(4))</p> <p>(ウ) 安全衛生教育の確実な実施と資格取得の促進(前記3(1))</p> <p>(エ) 死亡労働災害の撲滅を目指した取組</p> <p>a 「林業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく効果的な再発防止対策の徹底(前記1(3))</p> <p>b 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中個別指導(前記1(3))</p> <p>c 直近の上半期及び1年間に発生した死亡災害を分析した再発防止策の周知・指導(後記4(4))</p> <p>(オ) 死傷災害の防止を目指した取組(後記4(3))</p> <p>a 林業STOP!熱中症 クールワークキャンペーン</p> <p>b 林業STOP!転倒災害プロジェクトの取組</p> <p>c 林業年末年始無災害運動の周知徹底</p>	<p>労働安全衛生規則及び関係ガイドラインに基づき、「伐木等作業及び車両系木材伐出機械に関する作業計画」が適切に作成されるよう、本部においては講師養成研修を実施し、支部においては「作業計画作成安全衛生教育」を実施した。(再掲)</p> <p>カ 死亡労働災害の撲滅を目指した取組</p> <p>(ア) 「林業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく効果的な再発防止対策を実施した。(再掲)</p> <p>(イ) 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中指導を実施した。(再掲)</p> <p>(ウ) 死亡災害(直近の上半期、年間)を分析した再発防止対策の周知・指導を実施した。</p> <p>キ 死傷災害の防止を目指した取組</p> <p>(ア) 林業STOP!熱中症 クールワークキャンペーンを取組の実施要領により周知し、実施した。</p> <p>(イ) 林業STOP!転倒災害プロジェクトについては、取組の実施要領により周知し、実施した。</p> <p>(ウ) 林業年末年始無災害運動を取組の実施要領により周知し、実施した。</p> <p>ク 炎防計画のアウトプット指標の取組状況の把握</p> <p>炎防計画のアウトプット指標の取組状況については、特別活動及び実践的リスクアセスメントの集団指導会で実施しているアンケートを利用して把握した。</p>	<p>(2)「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導</p> <p>令和6年度においても、炎防規程の遵守について、あらゆる機会を通じて指導を行った。</p> <p>ア 実践的リスクアセスメント集団指導会における炎防規程の周知及び再発防止対策の指導(再掲)</p> <p>① 林業の死亡災害を分析し、死亡災害が多発した作業に関連する炎防規程の関係条文を解説した「林業労働災害防止規程講習会資料No.5 死亡労働災害の撲滅に向けて、林業作業(A5版)」②死亡労働災害の再発防止対策をまとめた「林業作業「今日の作業ポイントカード」(B7版)」③安全管理士による遵守指導件数の多い炎防規程の関係条文を解説した「林業 炎防規程の遵守に取り組みましょう(A4リーフレット)」④林業に係る改正安衛則とガイドラインをまとめた「再発防止対策と関係法令・ガイドライン(A5版)」を作成し、同様に木材製造業についても⑤「林業労働災害防止規程講習会資料No.6 死亡労働災害の撲滅に向けて 木材製造業(A5版)」⑥「木材製造業「今日の</p>	

【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績
<p>和5年に安全管理士が実施した現場安全パトロールにおいて、防災規程のいずれかの規定に抵触しているとして指摘された事業場は、林業で33.0%、木材製造業で74.0%であった。これは、多くの事業場で防災規程が遵守されていないことを示しており、労働災害が多発する大きな要因の一つとなっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、現場安全パトロール等においてその遵守状況を示したリーフレットを活用し指導を行うとともに、過去に多発した災害の原因と対策及びそれに関連する変更後の防災規程を取りまとめた小冊子を活用し、リスクアセスメント集団指導会において、小冊子を説明する等の取組を実施する。</p> <p>〔支部実施事項〕</p> <p>支部は、会員に対し防災規程を遵守するように、集団指導会、個別指導、安全パトロール等、あらゆる機会を通じて指導する。</p> <p>支部は「変更防災規程に関するパンフレット」、「変更防災規程（冊子）」等を活用して、集団指導会、安全パトロール等の各種の機会を活用して会員に対する周知を行う。</p> <p>支部は、1回以上防災規程の講習会又は研修会を開催する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>防災規程の適用日から令和6年度末までを「変更防災規程の集中定着期間」として、以下により周知する。</p> <p>ア 会員事業場に対して変更後の防災規程を以下により周知する。</p> <p>(ア) 変更後の防災規程の周知徹底を図るため、「変更防災規程に関するパンフレット」等を活用して、周知を行うとともに、その遵守が徹底されるよう指導する。</p> <p>(イ) 支部は1回以上、変更防災規程の講習会又は研修会を開催することを支援する。</p> <p>イ 受講者目標 2,500名以上</p> <p>イ 会員に対し、集団指導会、個別指導、安全パトロール等を通じて防災規程の周知徹底を図る。</p>	<p>作業ポイントカード（B7版）」、「木材製造業 防災規程の遵守に取り組みましょう（A4リーフレット）」を作成し、リスクアセスメント集団指導会において説明し、防災規程等の周知及び指導を行った。</p> <p>イ 取組の実施要領により防災規程の遵守を指導</p> <p>本部から会員に対し、労働災害防止月間及び死亡労働災害多発警報発令の期間中の講習会や安全パトロール等において、安全管理士による遵守指導を行い、防災規程の周知徹底を図るよう指導した。</p>
<p>(3) 「林業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組</p>	<p>(3) 「林業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組</p>
<p>労働災害防止の重要性について認識を深め、安全衛生意識の高揚を図るとともに、事業者、事業主団体等の自主的な安全衛生活動の一層の促進を図るため、</p>	<p>ア 全国安全週間が実施される7月を「林業労働災害防止月間」に設定して、労働災害防止の活動を重点的に実施し、その定着を図った。また、この月間中の厚生労働省、中央労働災害防止協会が主催</p>

【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績																																	
<p>7月を「林材業労働災害防止月間」に設定し、労働災害防止活動を重点的に実施してきたところである。</p> <p>令和6年度においては、引き続き、安全管理士等が支部及び関係行政機関と連携し、林業・木材製造業の事業場に対して「労働災害防止に関する巡回啓発活動」を本部、支部一丸となって取り組むこととする。</p> <p>なお、本月間の取組の他、全国安全週間（7月1日～7日）及び全国労働衛生週間（10月1日～7日）の協賛者として、中央労働災害防止協会が提唱する年末年始無災害運動（12月15日～1月15日）と合わせて、労働安全衛生意識の高揚と労働災害の防止を図るため、本事業計画を受けて策定する「林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」に示す「実施事項」を計画的に実施することとする。</p> <p>〔支部実施事項〕</p> <p>「林材業労働災害防止月間」等では、次の事項を中心として、計画的に支部の実情に即して展開を図る。</p> <p>ア 地方駐在安全管理士と支部が緊密な連携の下、実効性のある「林材業労働災害防止月間」の取組として「労働災害防止に関する巡回啓発活動」を実施する。</p> <p>イ 支部長は、本月中旬に率先して会員事業場と連携した現場安全パトロール等を積極的に実施する。</p> <p>ウ 会員に対しては、防災規程の遵守、「作業ポイントカード」・「事業場自主点検表チェックリスト」の活用、労働安全及び労働衛生ポスターの掲示、現場安全パトロール実施、安全唱和等の支部及び会員の「実施事項」の取組を指導するとともに、現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施を促す。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 「林材業労働災害防止月間」の設定（7月）及び同月間期間中の取組具体的には、</p> <p>(ア) 防災規程の講習会の実施</p> <p>(イ) 林材業死亡労働災害の分析結果を踏まえた実効性のある取組 「今日の作業ポイントカード」、「事業場自主点検表チェックリスト」の作成と支部への配布</p> <p>(ウ) 「実施事項」について、地方駐在安全管理士がブロッック内支部長と緊密</p>	<p>する「全国安全週間」（7月1日～7日）についても協賛者として取り組んだ。</p> <p>また、産業安全大会、集団指導会及び現場安全パトロール等で労働災害撲滅に向けた取組を行った。</p> <p>なお、「林材業労働災害防止月間」の主な取組は、次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="343 212 545 1108"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> <th>対象数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場安全パトロール</td> <td>24 支部</td> <td>363 事業場</td> </tr> <tr> <td>産業安全衛生大会、集団指導会等</td> <td>29 支部</td> <td>1,255 事業場</td> </tr> <tr> <td>労働安全ポスターの配付、掲示</td> <td>47 支部</td> <td>4,826 事業場</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 全国労働衛生週間 厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国労働衛生週間」（10月1日～7日）の協賛者として、労働衛生意識の高揚を図るため、計画的に取り組んだ。</p> <p>なお、「林材業労働衛生週間」（9月1日～9月30日までの1か月間は準備期間、10月1日～7日は本週間）の主な取組は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="726 212 949 1108"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> <th>対象数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場安全衛生パトロール</td> <td>21 支部</td> <td>248 事業場</td> </tr> <tr> <td>安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施</td> <td>21 支部</td> <td>492 事業場</td> </tr> <tr> <td>労働衛生ポスターの配付、掲示</td> <td>47 支部</td> <td>3,504 事業場</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 林材業年末年始無災害運動 令和6年度は、年末年始無災害運動の取組を令和6年12月15日～令和7年1月15日までとし、支部長自ら参加の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施し、年末年始の労働災害の撲滅に向けた取組を行った。</p> <p>なお、主な取組は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1133 212 1284 1108"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場安全パトロール</td> <td>24 支部</td> <td>245 事業場</td> </tr> <tr> <td>集団指導会及び会議等で指導</td> <td>26 支部</td> <td>173 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 林材業STOP！熱中症 クールワークキャンペーンの実施 林材業における熱中症については、死亡災害ゼロを目指し、令和6年度の取組の実施要領において、「林材業STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」として、5～9月をキャンペーン期間、7月を重点取組期間として、会員及び支部に対してそれぞれの取組内容を指示した。また、月刊情報誌「林</p>	実施事項	実施支部数	対象数	現場安全パトロール	24 支部	363 事業場	産業安全衛生大会、集団指導会等	29 支部	1,255 事業場	労働安全ポスターの配付、掲示	47 支部	4,826 事業場	実施事項	実施支部数	対象数	現場安全衛生パトロール	21 支部	248 事業場	安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施	21 支部	492 事業場	労働衛生ポスターの配付、掲示	47 支部	3,504 事業場	実施事項	実施支部数	実績	現場安全パトロール	24 支部	245 事業場	集団指導会及び会議等で指導	26 支部	173 回
実施事項	実施支部数	対象数																																
現場安全パトロール	24 支部	363 事業場																																
産業安全衛生大会、集団指導会等	29 支部	1,255 事業場																																
労働安全ポスターの配付、掲示	47 支部	4,826 事業場																																
実施事項	実施支部数	対象数																																
現場安全衛生パトロール	21 支部	248 事業場																																
安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施	21 支部	492 事業場																																
労働衛生ポスターの配付、掲示	47 支部	3,504 事業場																																
実施事項	実施支部数	実績																																
現場安全パトロール	24 支部	245 事業場																																
集団指導会及び会議等で指導	26 支部	173 回																																

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	実績																			
<p>に連携し、会員事業場等に対しその周知徹底を図る。</p> <p>特に、リスクアセスメントの定着のため、リスクアセスメントフォローアップについて、本月中旬に支部と連携の上、集中的に取り組む。</p> <p>イ 全国安全週間及び全国労働衛生週間の取組</p> <p>ウ 林材業年末年始無災害運動の取組（再掲）</p> <p>エ その他の取組</p> <p>次の事項についても併せて取り組むこととする。</p> <p>(ア) 林材業 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（再掲）</p> <p>(イ) 林材業 STOP！転倒災害プロジェクトの取組(再掲)</p>	<p>に連携し、会員事業場等に対しその周知徹底を図る。</p> <p>特に、リスクアセスメントの定着のため、リスクアセスメントフォローアップについて、本月中旬に支部と連携の上、集中的に取り組む。</p> <p>イ 全国安全週間及び全国労働衛生週間の取組</p> <p>ウ 林材業年末年始無災害運動の取組（再掲）</p> <p>エ その他の取組</p> <p>次の事項についても併せて取り組むこととする。</p> <p>(ア) 林材業 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（再掲）</p> <p>(イ) 林材業 STOP！転倒災害プロジェクトの取組(再掲)</p>	<p>材安全」への掲載並びに都道府県支部を介して、会員事業主に熱中症防止対策の徹底を図ることを目的とし、本キャンペーンを展開した。</p> <p>オ 林材業STOP！転倒災害プロジェクトの取組</p> <p>冬季は積雪及び凍結時に転倒のおおそれが増大することから、林材業STOP！転倒災害プロジェクトの取組期間を令和6年12月1日～令和7年3月31日までとし、安全担当者(安全推進者)の参画の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「転倒災害防止チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施し、転倒災害の撲滅に向けた取組を行った。</p> <p>なお、主な取組は、次のとおりである。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場安全パトロール</td> <td>30支部</td> <td>610事業場</td> </tr> <tr> <td>安全大会及び集団指導会等で指導</td> <td>34支部</td> <td>191回</td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	実施支部数	実績	現場安全パトロール	30支部	610事業場	安全大会及び集団指導会等で指導	34支部	191回										
実施事項	実施支部数	実績																				
現場安全パトロール	30支部	610事業場																				
安全大会及び集団指導会等で指導	34支部	191回																				
<p>(4) 労働災害情報の収集分析と提供</p> <p>労働災害の発生状況を毎月支部等に速報するとともに、毎年の死亡災害の発生動向を分析評価してその結果をとりまとめ、「林材安全」、協会ホームページにより広く情報提供を行うなどに取り組む。</p> <p>〔支部実施事項〕</p> <p>ア 関係行政機関との連携を図りつつ、労働災害情報を本部へ迅速に報告する。</p> <p>イ 本部からの「労働災害発生状況速報」及び「死亡災害事例速報」を会員、林材業に携わる事業者等に情報提供</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 労働災害発生状況速報（厚生労働省・毎月）を支部へ提供（毎月）</p> <p>イ 月刊情報誌「林材安全」への死亡災害事例速報、死亡災害の動向分析結果と再発防止対策（直近の上半期及び1年間に発生した死亡災害）、死亡災害事例の掲載（毎月）</p> <p>ウ 林材業労災防止協会年報への年間労働災害統計を掲載（毎年）</p>	<p>(4) 労働災害情報の収集分析と提供</p> <p>労働災害の発生状況を毎月速報するとともに、毎年の労働災害の発生動向を分析評価し、その結果を取りまとめ、広く情報提供を行った。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提供情報</th> <th>提供頻度</th> <th>提供媒体</th> <th>提供先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡労働災害事例速報</td> <td>随時</td> <td>ファックス、Eメール</td> <td>支部（会員）</td> </tr> <tr> <td>労働災害発生状況速報（協会版・厚生労働省版）</td> <td>毎月</td> <td>ファックス、Eメール</td> <td>支部（会員）</td> </tr> <tr> <td>労働災害発生状況速報</td> <td>毎月</td> <td>ホームページ</td> <td>一般</td> </tr> <tr> <td>労働災害事例</td> <td>各月号</td> <td>月刊情報誌「林材安全」</td> <td>購読者</td> </tr> </tbody> </table>	提供情報	提供頻度	提供媒体	提供先	死亡労働災害事例速報	随時	ファックス、Eメール	支部（会員）	労働災害発生状況速報（協会版・厚生労働省版）	毎月	ファックス、Eメール	支部（会員）	労働災害発生状況速報	毎月	ホームページ	一般	労働災害事例	各月号	月刊情報誌「林材安全」	購読者
提供情報	提供頻度	提供媒体	提供先																			
死亡労働災害事例速報	随時	ファックス、Eメール	支部（会員）																			
労働災害発生状況速報（協会版・厚生労働省版）	毎月	ファックス、Eメール	支部（会員）																			
労働災害発生状況速報	毎月	ホームページ	一般																			
労働災害事例	各月号	月刊情報誌「林材安全」	購読者																			

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	績		
エ 協会ホームページへの上記各種情報の掲載					
<p>(5) 各種活動における会員加入の取組</p>	<p>林材業事業者における協会会員の割合を高めていくことが、業界全体における着実な労働災害防止対策の推進につながることは言うまでもない。また、林業の死亡災害における非会員割合の増加は会員の減少が影響していると考えられる。</p> <p>このため、対策の一層の推進を図る観点から、周知広報活動、集団指導、個別指導、安全パトロール等の各種の活動に際して、非会員も対策とすることを促すこととする。</p> <p>ア 集団指導時、個別指導時に協会パンフレットを配布する。</p> <p>イ 指導に関する資料において、協会の紹介、会員加入、月刊情報誌の購読に関する事項を加える。</p>	<p>(5) 各種活動における会員加入の取組</p> <p>林材業事業者における協会会員の割合を高めていくことが、業界全体における着実な労働災害防止対策の推進につながることは言うまでもない。また、林業の死亡災害における非会員割合の増加は会員の減少が影響していると考えられる。</p> <p>このため、対策の一層の推進を図る観点から、周知広報活動、集団指導、個別指導、安全パトロール等の各種の活動に際して、非会員も対策とすることを促した。</p> <p>ア 集団指導時、個別指導時に協会パンフレットを配布</p> <p>イ 指導に関する資料への協会の紹介、会員加入、月刊情報誌の購読に関する事項を記載</p>			
<p>[支部実施事項]</p> <p>ア 支部は、集団指導会の案内通知にあたり、非会員に対するものには、協会パンフレットを同封する。</p> <p>イ 支部は、非会員も参加する集団指導会、安全衛生大会、安全パトロールにおいて、協会パンフレットを配布又は展示する。</p>	<p>[業務目標]</p> <p>新規加入数を令和5年度(225件)より上回ること。</p>				
<p>(6) ホームページの運営</p>	<p>会員をはじめ社会一般に対して林材業の労働災害防止に係る情報提供と当協会の事業活動の周知を図るため、労働災害防止対策、関係法令通達、災害速報、協会の概要、役割、活動状況及び各種講習会の実施日程の速やかな掲載と内容の充実を図る。</p>	<p>(6) ホームページの運営</p> <p>ホームページの内容充実と、労働災害事例、労働災害事例、協会事業案内の提供に努めた。</p>			
<p>[支部実施事項]</p> <p>ア 会員をはじめ、林材業に携わる事業者、関係団体等にホームページの活用を促し、労働災害情報、行政通達等の協会の行う事業活動の周知を図る。</p> <p>イ 講習会、研修会参加者の利便性の向上と利用拡大を図るため、各種講習会の実施日程等の情報提供を行う。</p>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 1400 419 1601">令和6年度のアクセス総件数</td> <td data-bbox="379 1400 419 1601">268,037件 (631件/日)</td> </tr> </table>	令和6年度のアクセス総件数	268,037件 (631件/日)
令和6年度のアクセス総件数	268,037件 (631件/日)				

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	業績																		
<p>【業務目標】 アクセス件数 300件/日</p> <p>(7) 全国林業労働災害防止大会の開催 第60回全国林業労働災害防止大会を和歌山県にて開催する。労働災害防止大会参加に係る広報・周知を行う。</p> <p>[支部実施事項] 会員に対して、全国林業労働災害防止大会への参加勧奨に努める。</p> <p>【業務目標】 (1) 開催月日 令和6年10月24日(木) (2) 開催場所 和歌山城ホール 大ホール (和歌山市) (3) 参加者目標 700名程度</p>	<p>(7) 全国林業労働災害防止大会の開催 第60回全国林業労働災害防止大会を令和6年10月24日(木)、和歌山県和歌山市において開催し、功労者等の表彰等を行い、安全衛生意識の高揚を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td>全国林業労働災害防止大会</td> <td>和歌山県和歌山市</td> <td>584人</td> </tr> </table>	全国林業労働災害防止大会	和歌山県和歌山市	584人																	
全国林業労働災害防止大会	和歌山県和歌山市	584人																			
<p>(8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦 ア 「林業・木材製造業労働災害防止協会表彰規程」に基づき林業の労働災害防止の推進に貢献した事業場、団体、個人について、全国林業労働災害防止大会の場で会長表彰等の表彰を行う。 イ 厚生労働大臣が表彰する「安全衛生に係る厚生労働大臣表彰」、厚生労働大臣が顕彰する「安全優良職長顕彰」及び中央労働災害防止協会が表彰する「緑十字賞」候補者を選考し、推薦する。</p> <p>【支部実施事項】 ア 全国林業労働災害防止大会で表彰する会長表彰の功労者等候補者について積極的に該当者の推薦を行う。 イ 「厚生労働大臣表彰」、「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」及び「緑十字賞」の候補者について積極的に該当者の推薦を行う。</p>	<p>(8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦 ア 全国林業労働災害防止大会会長表彰 全国大会において、安全衛生に優秀な成績をあげた団体及び会員事業場並びに労働災害防止のため特に功労、功績のあった個人の表彰を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度表彰者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体賞</td> <td>0団体</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業場賞</td> <td>優良賞</td> <td>3事業場</td> </tr> <tr> <td>進歩賞</td> <td>5事業場</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人賞</td> <td>功労賞</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>功績賞</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>会長感謝状</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 令和6年度緑十字賞の推薦 長年にわたり我が国の産業安全または労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して、中央労働災害防止協会が実施し表彰する制度について、令和6年度は次の1名が表彰された。</p>	区分	令和6年度表彰者数	団体賞	0団体	事業場賞	優良賞	3事業場	進歩賞	5事業場	個人賞	功労賞	3人	功績賞	13人	会長感謝状	2人	計	26		
区分	令和6年度表彰者数																				
団体賞	0団体																				
事業場賞	優良賞	3事業場																			
	進歩賞	5事業場																			
個人賞	功労賞	3人																			
	功績賞	13人																			
会長感謝状	2人																				
計	26																				

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	業績						
イ 技能講習、特別教育等安全衛生講習の内部業務監査指導（10支部）									
<p>(2) 理事会・総代会等の開催</p> <p>事業計画、事業予算等の協会運営の審議検討及び執行決定のための理事会及び総代会を開催する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 理事会（定例会 令和6年5月、10月、令和7年1月予定）</p> <p>イ 第65回通常総代会（令和6年6月5日（水）開催）</p>	<p>(2) 理事会・総代会等の開催</p> <p>執行決定のための理事会及び最高議決機関である総代会を開催した。</p> <table border="1"> <tr> <td>第65回通常総代会</td> <td>令和6年6月</td> </tr> <tr> <td>第90回理事会</td> <td>令和6年5月</td> </tr> <tr> <td>第91回理事会</td> <td>令和6年10月</td> </tr> <tr> <td>第92回理事会</td> <td>令和7年2月</td> </tr> </table>	第65回通常総代会	令和6年6月	第90回理事会	令和6年5月	第91回理事会	令和6年10月	第92回理事会	令和7年2月
第65回通常総代会	令和6年6月								
第90回理事会	令和6年5月								
第91回理事会	令和6年10月								
第92回理事会	令和7年2月								
<p>(3) 支部長会議等の開催</p> <p>ア ブロック別支部長会議を開催し、令和7年度の協会の事業運営方針及び事業計画等について、本部、事業計画等について、本部、支部間の認識の共有を図り、労働災害防止対策事業を一体的に推進した。</p> <p>イ 全国支部事務局長会議を開催し、令和6年度事業の具体的計画等について、本部、支部間の認識の共有を図り、労働災害防止対策事業を効果的、効率的に推進した。</p> <p>ウ 新任支部事務局長会議を開催し、協会の使命・役割、事業内容などについて認識を高め、支部運営の円滑な実施を図った。</p>	<p>(3) 支部長会議等の開催</p> <p>ア ブロック別支部長会議を開催し、令和7年度の協会の事業運営方針及び事業計画等について、本部、支部間の認識の共有を図り、労働災害防止対策事業を一体的に推進した。</p> <p>イ 全国支部事務局長会議を開催し、令和6年度事業の具体的計画等について、本部、支部間の認識の共有を図り、労働災害防止対策事業を効果的、効率的に推進した。</p> <p>ウ 新任支部事務局長会議を開催し、協会の使命・役割、事業内容などについて認識を高め、支部運営の円滑な実施を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td>ブロック別支部長会議</td> <td>令和7年2月～3月</td> </tr> <tr> <td>全国支部事務局長会議</td> <td>令和6年6月</td> </tr> <tr> <td>新任支部事務局長会議</td> <td>令和6年6月</td> </tr> </table>	ブロック別支部長会議	令和7年2月～3月	全国支部事務局長会議	令和6年6月	新任支部事務局長会議	令和6年6月		
ブロック別支部長会議	令和7年2月～3月								
全国支部事務局長会議	令和6年6月								
新任支部事務局長会議	令和6年6月								
<p>(4) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>協会が保有する個人情報、事業等の重要情報漏えい等のリスクに対応し情報の安全性等を確保するため、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティに関する規程」及び関連規定等に基づくセキュリティ対策を適切に実施する。</p> <p>また、情報セキュリティに関する情報を職員に随時提供し、注意喚起を図るとともに、教育・研修等により継続的な啓発活動を進めるとともに、自己点検を実施する。</p>	<p>(4) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>協会が保有する個人情報、事業場等に関する重要情報の漏えい等のリスクに対応して、社会的信頼性と評価を得るため、情報セキュリティ対策の確実かつ適切な実施・運用を進めた。また、政府統一基準群及び厚生労働省セキュリティポリシーに準じた情報セキュリティの運用強化と、適切な情報セキュリティ機器等の導入により継続的に情報セキュリティの改善を図るとともに、本部役職員、支部長及び支部職員に対して情報セキュリティ研修を実施した。</p> <p>また、情報セキュリティ自己点検を実施し、職員の情報セキュリティに対する認識を高めた。</p>								

【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績
<p>[支部実施事項] 「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティに関する規程」等に基づき、重要情報等の適切な管理を実施する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 本部役職員、新任採用職員に対する教育・研修（随時）並びに自己点検の実施、評価及び点検結果の共有</p> <p>イ 本部情報システム等に係る情報資産棚卸、リスク評価、自己点検、情報セキュリティ監査の実施</p> <p>ウ 支部長会議、全国支部事務局長会議、新任支部事務局長会議開催時における研修</p>	

令和7年度 業績評価実施要領

林業・木材製造業労働災害防止協会
総合評価委員会

1 目的

- (1) 本要領は、平成14年4月26日に閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づき、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「協会」という。）が実施する事業の効果的・効率的な推進を図り、もって労働災害防止の一層の向上を図ることを目的として行う業績評価の実施に関する具体的方法を定める。
- (2) 令和7年度に実施する業務実績の評価は、令和6年度に実施した事業を対象とする。

2 評価の対象事業

業績評価の対象事業は、次の5事業区分における23事業とする。

- 1 安全衛生管理活動事業（補助事業）（4事業）
 - (1) 伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組
 - (2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業
 - (3) 林材業における労働災害再発防止対策事業
 - (4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業
- 2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）（1事業）
 - (1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業
- 3 安全衛生教育支援事業（自主事業）（6事業）
 - (1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進
 - (2) 図書・安全衛生用具等の普及
 - (3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行
 - (4) 労働安全・労働衛生標語の募集
 - (5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会
 - (6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催
- 4 安全衛生対策支援事業（自主事業）（8事業）
 - (1) 「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施
 - (2) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導
 - (3) 「林材業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組
 - (4) 労働災害情報の収集分析と提供
 - (5) 各種活動における会員加入の取組
 - (6) ホームページの運営
 - (7) 全国林材業労働災害防止大会の開催

(8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦

5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）（4事業）

- (1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組
- (2) 理事会・総代会等の開催
- (3) 支部長会議等の開催
- (4) 情報セキュリティ対策の推進

<参考>

補助事業：労働災害防止団体法第54条に基づいて、国から費用の一部の補助を受けて実施した事業。

自主事業：協会の趣旨・目的に沿って、自主財源により実施した事業。

3 評価の方法

(1) 評価方式は、個別事業ごとの評価、事業区分ごとの評価及び全体を通じた総合評価とする。

ア 個別事業評価及び事業区分評価は、上記2の5事業区分、23事業について、それぞれ、次の観点を総合的に勘案して行う。

- (ア) 事業目的は達成されているか。
- (イ) 効率的かつ適正な事業運営となっているか。
- (ウ) 事業場等の自主的な労働災害防止活動の促進に寄与しているか。
- (エ) 専門性を活かした事業の推進は図られているか。
- (オ) 調査研究事業にあっては、その成果が事業場における安全衛生の推進に役立つ課題となっているか。

イ 自主事業のうち収益事業については、上記アに事業基盤の強化に繋がっているかを加え、評価を行う。

ウ 総合評価は、ア及びイの個別事業評価及び事業区分評価の結果を踏まえ、協会の設立目的に照らし、事業活動の全般について、次の観点から見た寄与度について行う。

- (ア) 労働災害の防止
- (イ) 財政基盤の強化

(2) 評価の区分

評価は、次の評価区分（5段階）とし、数字で表す。

大変良い	5
良い	4
普通	3
やや不十分である	2
不十分である	1

(3) 評価の手順等

ア 事務局における事前の資料作成

業績評価の対象となる事業の実績に関する資料を作成する。

数値化できるものは数値化し、自己評価点及び必要に応じてその評価点を付けた理由を記入した業績評価シート（別紙1）を作成する。

イ 委員への資料送付等

（ア）事務局で作成した資料（災害状況報告、収支計算書及び関連資料を含む。）を総合評価委員会（以下「委員会」という。）委員あて事前に送付する。

（イ）各委員は、委員コメント表（別紙2）に、事業ごとのコメント及び総合コメントを記入して事務局に送付する。

（ウ）委員のコメントを、個別事業ごとに整理して、委員会に資料として提出する。

ウ 委員会による評価

委員会は、事務局から事前送付された資料、各委員の個別事業ごとのコメント、総合コメント及び事務局からの事業報告を基に議論を行い、委員会としての評価を行う。具体的には、

（ア）委員会は、事務局からの事業報告を受けた後、各委員は業績評価表（別紙3）を作成し、事務局に提出する。

（イ）事務局は、各委員から提出された業績評価表を集計し、平均値を算出して委員会に提出する。

平均値は、各委員の評価点の合計を、委員数で除し、小数点第2位を四捨五入する。

（ウ）委員会は、事務局から提出された業績評価表の平均値を基に議論を行い、業績評価総括表（別紙4）を作成する。

（エ）委員会としての業績評価報告書（事業区分評価、総合評価及び総括的コメントにより構成されるもの。）を作成し、後日、会長に提出する。

（注1）総括的コメントは、委員長一任とし、各委員のコメント及び委員会での議論を基に作成する。

4 令和7年度委員会スケジュール

下記日程により実施する。

令和7年7月25日	第1回委員会開催
令和7年9月下旬	令和6年度事業業績評価シートを委員に送付
令和7年11月上旬	各委員から委員コメント表を事務局へ送付
令和7年12月4日	第2回委員会開催
令和8年1月	業績評価報告書作成（印刷）

